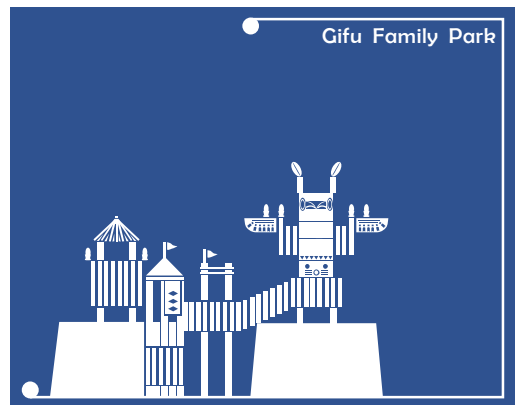


岐阜ファミリーパーク  
再整備基本計画  
2023年3月





---

# 目 次

第1章 はじめに	1
1 岐阜ファミリーパーク	2
1-1 岐阜ファミリーパークの概要	2
1-2 岐阜ファミリーパークの変遷	4
2 岐阜ファミリーパーク再整備基本計画	6
2-1 再整備基本計画の改定	6
2-2 改定の経緯	6
第2章 岐阜ファミリーパークを取り巻く状況	7
1 岐阜ファミリーパークの現状	8
1-1 利用者数の推移	8
1-2 利用者の調査	9
1-3 屋外運動施設の状況	12
1-4 スポーツ団体の調査	16
2 交通状況	18
2-1 駐車場	18
2-2 東海環状自動車道 岐阜三輪スマートインターチェンジ	18
2-3 路線バス	19
3 防災拠点	20
第3章 関連法令と上位計画	21
1 法改正と国の動向	22
1-1 国土形成計画	22
1-2 持続可能な開発のための2030アジェンダ	23
1-3 都市公園法	24
1-4 都市緑地法	24
1-5 デジタル田園都市国家構想総合戦略	25
1-6 ニューノーマルに対応した新たな都市政策 中間とりまとめ報告書	26
2 上位計画の位置付け	27
2-1 岐阜市未来のまちづくり構想	27
2-2 岐阜市都市計画マスタープラン	28
2-3 岐阜市みどりの基本計画	28

---



---

第4章 再整備基本計画のコンセプト	29
1 基本理念	30
2 基本コンセプト	31
3 基本目標	32
第5章 再整備基本計画	33
1 再整備方針	34
1-1 ゾーン別再整備方針	34
1-2 各ゾーンに共通する再整備方針	35
2 再整備基本計画	36
2-1 岐阜ファミリーパーク再整備事業 全体概要図	36
2-2 岐阜ファミリーパーク再整備事業 イメージ図	37
3 ゾーン別計画	38
3-1 こどもゾーンの計画	38
3-2 スポレクゾーンの計画	39
3-3 森林ゾーンの計画	42
3-4 里山ふれあいゾーンの計画	43
4 駐車場計画	44
5 その他計画	45
5-1 動線計画	45
5-2 サイン計画	46
5-3 トイレ施設計画	47
5-4 便益施設計画	47
5-5 景観計画	47
5-6 ユニバーサルデザイン	47
6 再整備ロードマップ	48
6-1 再整備ロードマップ	48
6-2 再整備基本計画の進捗管理	48
第6章 管理・運営方針	49
1 基本方針	50
2 管理・運営体制	51
2-1 PPP/PFI手法の導入	51
2-2 施設の使用料	52

---



# 第1章

## はじめに

### 1 岐阜ファミリーパーク

### 2 岐阜ファミリーパーク再整備基本計画

有料遊戯施設周辺（こどもゾーン）



# 第1章 はじめに

## 1 岐阜ファミリーパーク .....

### 1-1 岐阜ファミリーパークの概要

岐阜ファミリーパーク（以下、「本園」という。）は、岐阜市（以下、「本市」という。）の北東部に位置する本市を代表する総合公園（面積<sup>※1</sup>：約 67.8ha）であり、市内外から多くの方が来園されています。

本園は、1981（昭和 56）年度にサッカー兼ラグビー場を開設して以降、順次、開設区域を拡張し、1994（平成 6）年度に「こどもゾーン」の全面開設、2010（平成 22）年度に「スポレクゾーン」のミワクル広場を開設し、現在に至っています。

本園の特徴は、子どもの遊び場である「こどもゾーン」と、スポーツやレクリエーション活動の場である「スポレクゾーン」、四季の移り変わりを楽しむことができる「森林ゾーン」の大きく3つのゾーンに区分されており、一年を通じて多様な世代が楽しむことができる公園となっていることです。

また、2019（令和元）年度には、本園南側に東海環状自動車道岐阜三輪スマートインターチェンジ（以下、「岐阜三輪 SIC」という。）が開通し、交通利便性が大幅に向上するなど、今後、さらなる広域圏からの利用者の増加が見込まれています。



図 1-1 岐阜ファミリーパークの位置

※1 2014（平成 26）年度 都市計画決定面積





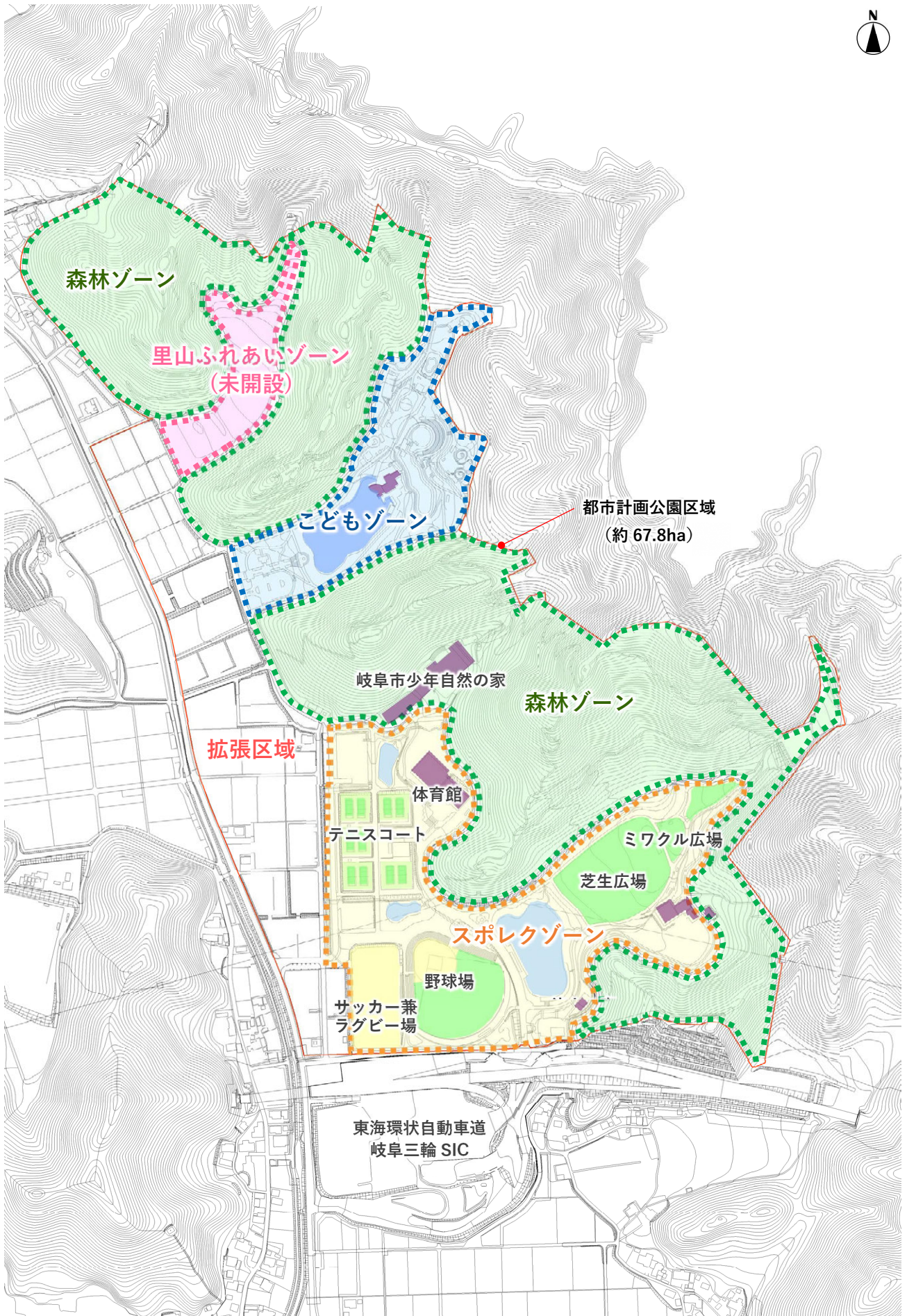


図 1-2 岐阜ファミリーパークの区域図



## 1-2 岐阜ファミリーパークの変遷

本園の変遷を以下に示します。

戦災復興 ～ 都市計画決定	1977 (昭和 52) 年度	都市計画決定
↓		
整備事業着手 ～	1977 (昭和 52) 年度	事業認可, 整備事業着手
開園, 各施設の開設	1981 (昭和 56) 年度	岐阜ファミリーパーク 開園
↓	1981 (昭和 56) 年度	サッカー兼ラグビー場 開設
↓	1983 (昭和 58) 年度	野球場 開設
↓	1984 (昭和 59) 年度	芝生広場, テニスコート, トリム広場 <sup>※2</sup> 開設
↓	1985 (昭和 60) 年度	スポレクゾーン 全面開設
↓	1987 (昭和 62) 年度	体育館, 岐阜市少年自然の家 開設
↓	1989 (平成元) 年度	こどもゾーン 一部開設
↓	1992 (平成4) 年度	こどもゾーン有料遊具 開設
↓	1993 (平成5) 年度	こどもゾーン管理棟 (海賊船) 開設
↓	1994 (平成6) 年度	こどもゾーン 全面開設
↓	2010 (平成 22) 年度	ミワクル広場 開設
再整備基本計画, 都市計画決定の変更 ～	2011 (平成 23) 年度	岐阜ファミリーパーク再整備基本計画 策定
現在	2014 (平成 26) 年度	都市計画決定の変更 (公園区域の拡張)
	2014 (平成 26) 年度	こどもゾーン再整備 開始
	2017 (平成 29) 年度	拡張区域の用地取得 開始
	2019 (令和元) 年度	こどもゾーン再整備 完了
	2022 (令和 4) 年度	岐阜ファミリーパーク再整備基本計画 改定

### (1) 戦災復興～都市計画決定

本市における公園緑地計画の基点は、1951（昭和 26）年度の、戦災復興に伴う岐阜特別都市計画公園の決定といえます。この都市計画公園は、一部、戦災復興に伴う土地区画整理事業の施行により開設された公園もありましたが、それらは規模の小さな公園が大半であり、規模の大きな近隣公園等については、大半が未整備となっている状況でした。

このような状況の中、1970 年代には、社会情勢の変化に伴い公園緑地計画の再検討・計画変更決定が進み、本市の総合公園として、中心部の岐阜公園と北部の岐阜市民公園の 2 公園を開設しました。



図 1-3 都市計画決定頃の航空写真<sup>※3</sup>  
(1975 (昭和 50) 年)

※2 現在のミワクル広場

※3 出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス 空中写真[1975 撮影]



その一方で、岐阜公園と岐阜市民公園は、公園区域の7割近くが山地であり、平坦地が極めて少ないことから、多様な世代の人々が利用できる総合公園の整備が求められ、「面積が30ha以上であり、平坦地が多く存在する場所であること、交通の便がよいこと、地価が比較的安いこと、最近の岐阜市の人口増加の傾向からして市街地周辺部で長良川以北の北部丘陵地であること」という条件のもと、新たな総合公園として本園の候補地を選定しました。

このような経緯を経て、1977（昭和52）年度に、市民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的に供することを目的として、本園を総合公園として都市計画決定しました。

## (2) 整備事業着手～開園、各施設の開設

本園は、都市計画決定の同年（1977（昭和52）年）12月に事業認可を受け、整備事業に着手しました。

1981（昭和56）年度の開園時は、サッカー兼ラグビー場の開設のみでしたが、1983（昭和58）年度に野球場、1984（昭和59）年度に芝生広場やテニスコートを開設する等、スポーツ施設やレクリエーション施設の整備を進めました。

さらに、1987（昭和62）年度には、山林部分の整備が進み、体育館や岐阜市少年自然の家を開設しました。その後、1989（平成元）年度には、「こどもゾーン」が一部開設、1994（平成6）年度に全面開設、2010（平成22）年度にはミワクル広場が開設しました。



写真 野球場（スポレクゾーン）

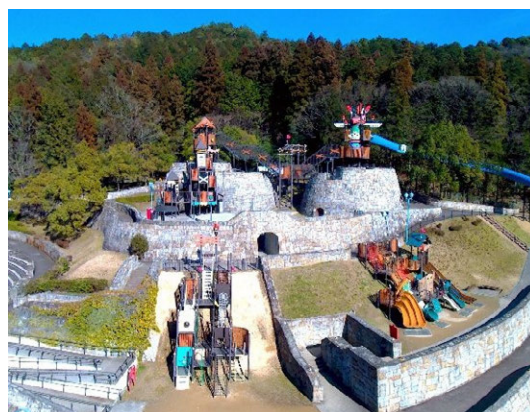


写真 ジェロニモ砦（こどもゾーン）

## (3) 再整備基本計画、都市計画決定の変更～現在

1981（昭和56）年度の開園から約30年が経過すると、公園施設の老朽化対策や利用者ニーズの変化への対応等の新たな課題への対応が必要となりました。また、本園の南側で東海環状自動車道の整備が始まり、本園を取り巻く環境は大きく変化し、一層の魅力ある公園づくりが求められるようになりました。

このような課題に対応するため、2011（平成23）年度には、本園の広域的な利用を促進し、来園者の一層の増加を図るため、本園全体の改修に係る「岐阜ファミリーパーク再整備基本計画」（以下、「再整備基本計画」という。）を策定しました。さらに、2014（平成26）年度には、再整備基本計画に基づき、多様な世代が楽しめる公園施設や、運動施設等の新たな機能を充実させるために、既存公園区域の西側について、都市計画公園区域を拡大する都市計画（変更）を決定しました。

その後、2017（平成29）年度から拡張区域の用地取得を開始、2019（令和元）年度に「こどもゾーン」の再整備を完了し、現在に至ります。



写真 拡張区域

## 2 岐阜ファミリーパーク再整備基本計画 .....

### 2-1 再整備基本計画の改定

本園は、1981（昭和 56）年度に開設して以降、40 年以上が経過しており、公園施設の老朽化対策をはじめ、社会情勢の変化や市民等の利用者ニーズの多様化への対応、さらには災害時における防災拠点としての機能向上など、本園に求められる役割は大きく変化している状況です。

そのような中、前項までに示したとおり、本市では 2011（平成 23）年度に「岐阜ファミリーパーク再整備基本計画」を策定、その後、2014（平成 26）年度に公園区域の拡張に伴う都市計画決定の変更を行い、本園のさらなる魅力向上を図るとともに、より多くの来園者による賑わい創出を目指すため、再整備に着手しました。

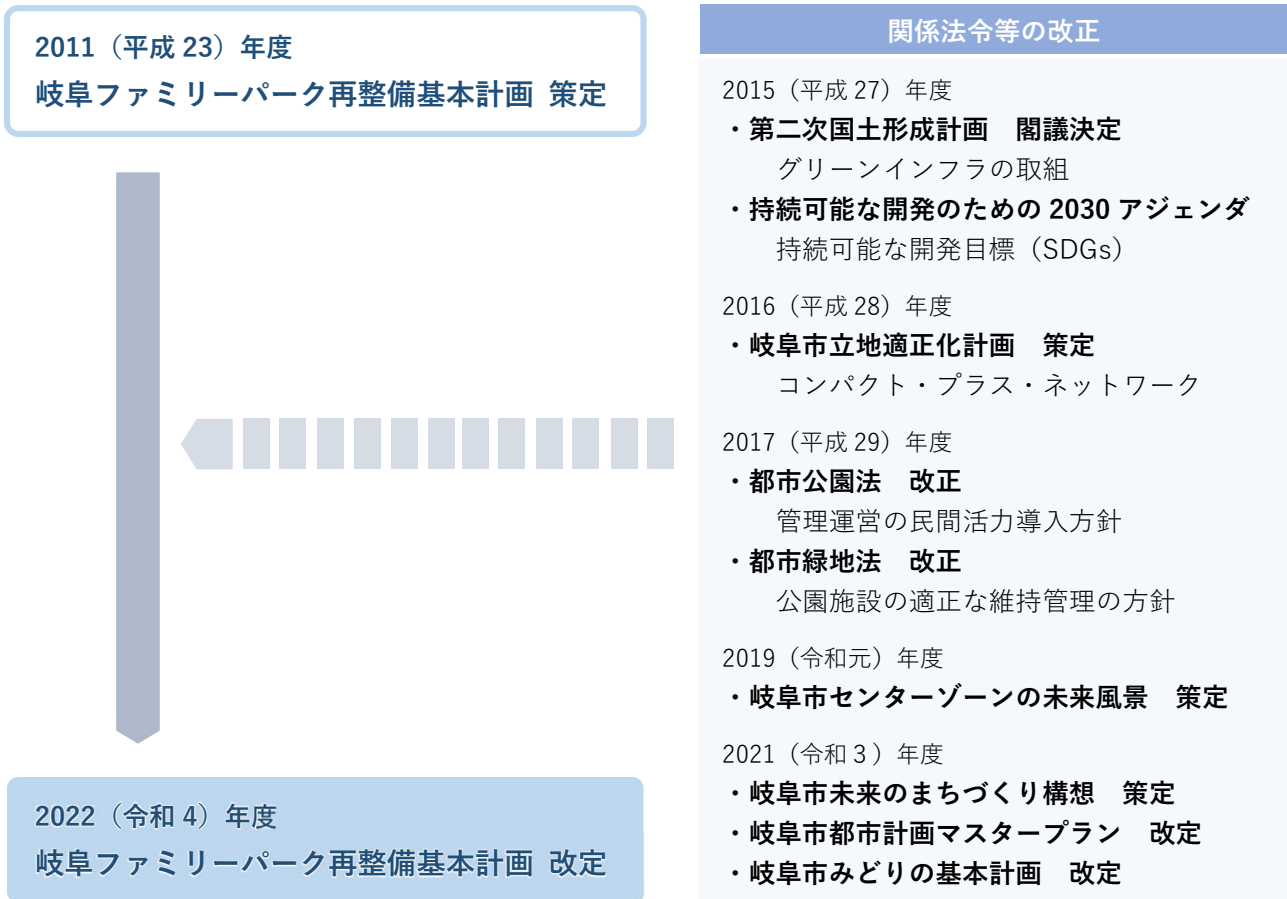
本園の再整備は、2014（平成 26）年度に「こどもゾーン」を先行着手し、2019（令和元）年度には東海 3 県で最長となる長大ローラーすべり台の完成とともに「こどもゾーン」の再整備が完了しました。

このように再整備を進めている中、2011（平成 23）年度の再整備基本計画策定から 10 年以上の期間が経過しており、この間、関係法令等の改正や社会情勢等の変化、運動施設の需要の変化をはじめ、老朽化対策等の様々な課題を抱えています。

これらの状況や新たな課題等にも柔軟に対応するため、再整備基本計画の見直しを行いました。

### 2-2 改定の経緯

2011（平成 23）年度に再整備基本計画を策定してからの、関係法令等の改正や社会情勢等の変化を以下に示します。

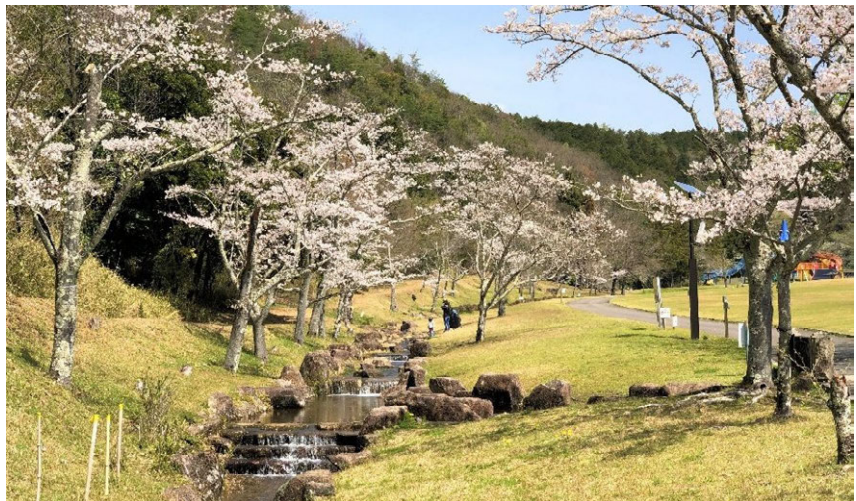


## 第2章

# 岐阜ファミリーパークを取り巻く状況

- 1 岐阜ファミリーパークの現状
- 2 交通状況
- 3 防災拠点

桜並木（スポレクゾーン）



## 第2章 岐阜ファミリーパークを取り巻く状況

### 1 岐阜ファミリーパークの現状

#### 1-1 利用者数の推移

##### (1) 公園利用者の推移

本園の利用者数の推移を図 2-1 に示します。

利用状況は、子どもの遊び場である「こどもゾーン」が最も多く、次いで「スポレクゾーン（スポーツ施設）」「ミワクル広場」の順となっています。

2018（平成 30）年度は「こどもゾーン」の遊具等の改修を行っていたこと、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、それぞれ前年度に比べて利用者数が減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の 2019（令和元）年度には、年間利用者数が 60 万人を超えるなど、大変多くの皆様に利用されています。

その一方で、「ミワクル広場」の利用者数は 2017（平成 29）年度と 2019（令和元）年度を比較すると、約 3 万人減少しており、さらなる魅力創出に向けた取組が必要となっています。

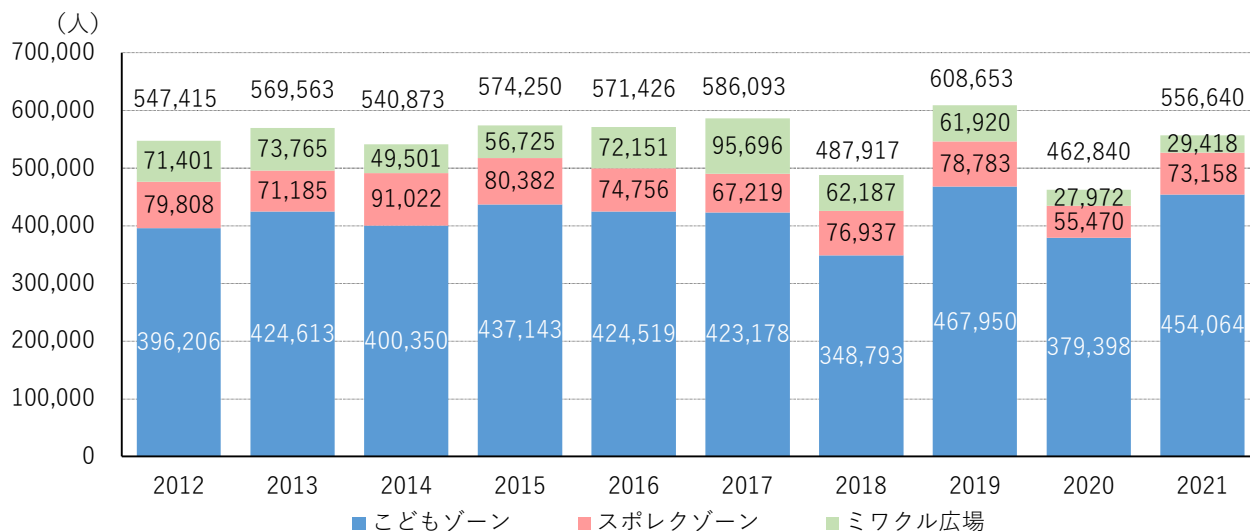


図 2-1 岐阜ファミリーパークの利用者数の推移<sup>※4</sup>

##### (2) 屋外運動施設利用者の推移

スポレクゾーンにおける屋外運動施設（野球場、サッカー兼ラグビー場、テニスコート）の利用者数の推移を図 2-2 に示します。

屋外運動施設の利用は、「テニスコート」が最も多く、次いで「野球場」「サッカー兼ラグビー場」の順となっています。

屋外運動施設の利用者数は、年度毎に変動があるものの、「テニスコート」は年間約 4 万人、「野球場」は年間約 2 万人、「サッカー兼ラグビー場」は年間 1 万人弱の方が利用しています。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が大幅に減少しましたが、令和 3 年度は例年並みに回復しています。

<sup>※4</sup> 2019（令和元）年度のスポレクゾーン来園者数は、屋外運動施設（野球場、サッカー兼ラグビー場、テニスコート）の利用者数 69,683 人のほか、イベント時の来園者数 9,100 人を含みます。



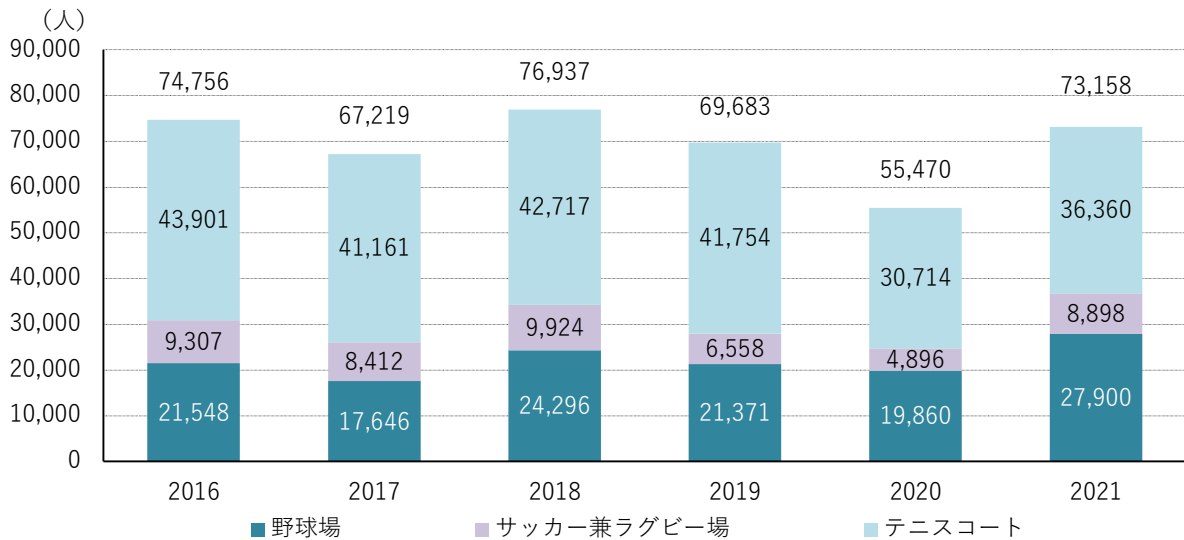


図 2-2 屋外運動施設の利用者数の推移

## 1-2 利用者の調査

本園の指定管理者が実施した利用者アンケートの結果<sup>※5</sup>を以下に示します。アンケートの対象施設は、本園の利用者数の大半を占める子どもの遊び場である「こどもゾーン」と「ミワクル広場」としました。

### (1) 来園者の居住地

「こどもゾーン」の利用者は、市内在住の方が約 25%、市外（県内、県外）在住の方が約 75%であり、広域圏からの集客が高い状況となっています。また、2019（令和元）年度には、本園南側に東海環状自動車道岐阜三輪 SIC が開通しており、今後さらなる広域圏からの利用者数の増加が期待できます。

一方で、「ミワクル広場」の利用者は、市内在住の方が約 45%であり、「こどもゾーン」に比べて市民の利用率が高い状況となっています。大きな要因としては、「こどもゾーン」の遊戯施設は有料ですが、「ミワクル広場」の遊戯施設は無料であることが考えられます。同じ子どもの遊び場でありながら、施設の利用圏域が大きく異なることから、それぞれの特徴を活かした公園づくりを行うことで、広域圏からの集客増による地域活性化や市民サービスの向上による利用者の一層の増加が期待できます。

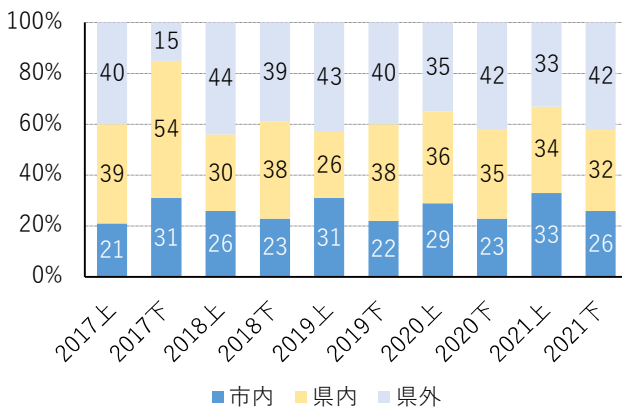


図 2-3 「こどもゾーン」来園者の居住地

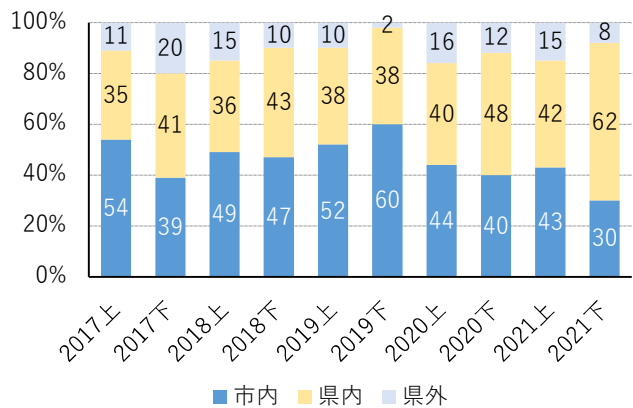


図 2-4 「ミワクル広場」来園者の居住地

※5 2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度のアンケート結果を集計（指定管理者のモニタリング結果）

## (2) 来園回数

「こどもゾーン」の来園回数は、「年数回程度」が約35%、「はじめて」が約30%であり、日常的に来園されている方は少ない状況となっています。

「ミワクル広場」の来園回数は、「年数回程度」が約50%と、「こどもゾーン」に比べ高い状況となっています。いずれも週1回以上利用される方はわずかであり、日常利用ではなくレジャー利用を目的に来園される方が多いと推測されます。

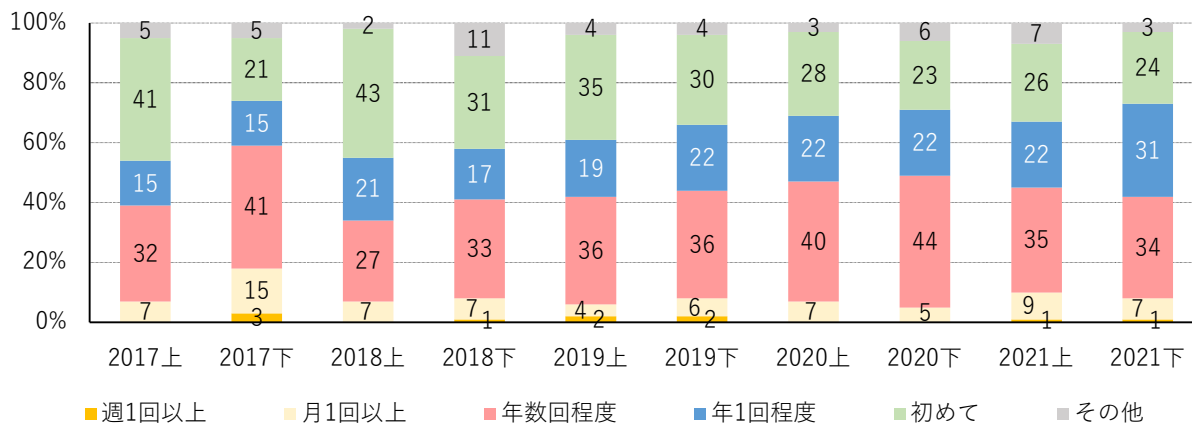


図 2-5 「こどもゾーン」来園者の来園回数

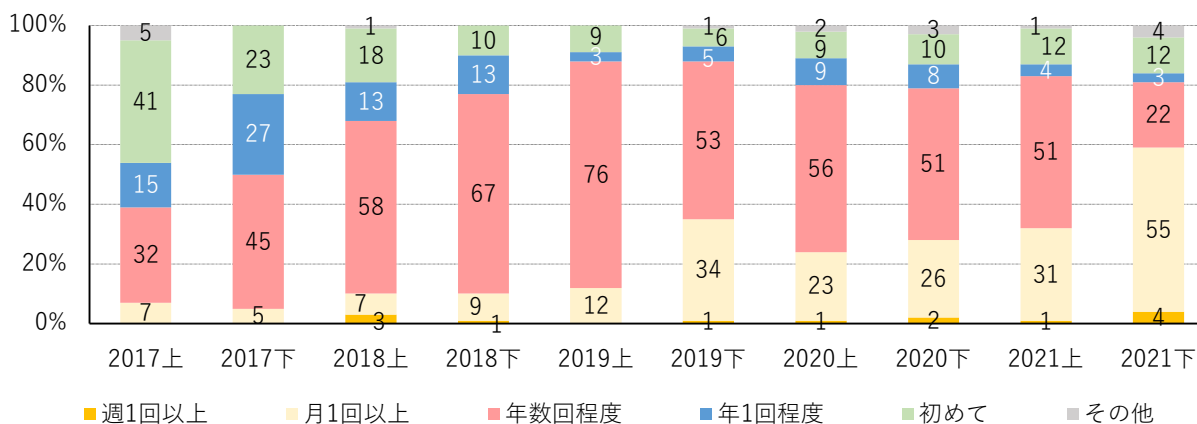


図 2-6 「ミワクル広場」来園者の来園回数

## (3) 満足度

「こどもゾーン」と「ミワクル広場」の満足度は、「大変満足」または「満足」と回答された方がいずれも90%以上であり、多くの皆様に好評をいただいていることが分かります。

その一方で、前項で示したとおり、来園回数は年数回程度が多く、満足度に比べ、日常的な利用が低いことが分かります。なお、年数回程度の利用が多いものの、年間利用者数は60万人以上であり大変多くの皆様に利用いただいていることから、日常的に利用しやすい公園づくりを行うことで、さらなる利用者数の増加が期待できます。





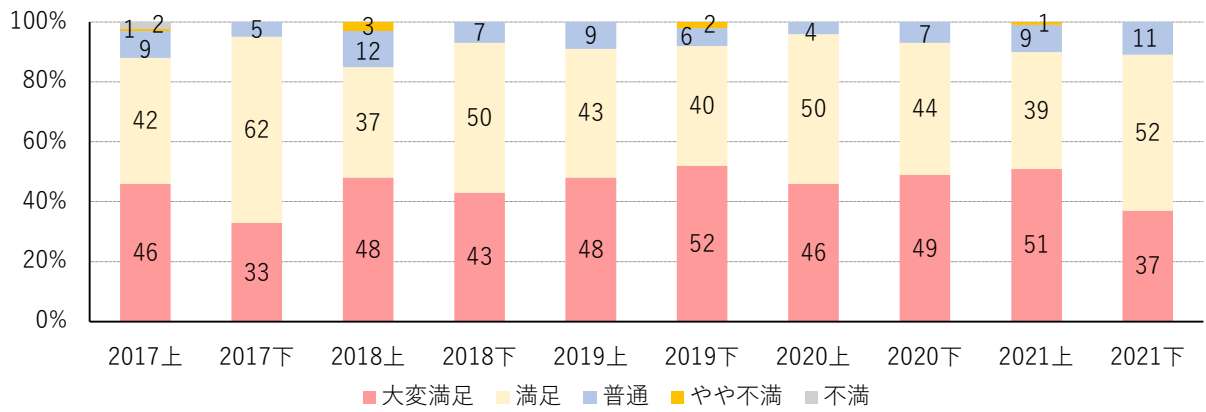


図 2-7 「子どもゾーン」の満足度

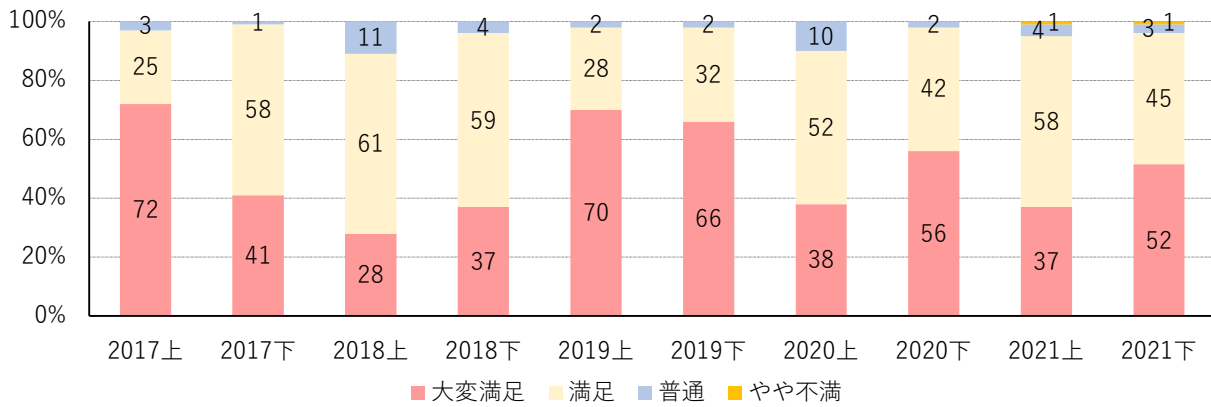


図 2-8 「ミワクル広場」の満足度

### 1-3 屋外運動施設の状況

本園は、2011（平成 23）年度の再整備基本計画策定以降、「こどもゾーン」の再整備に先行着手し、2019（令和元）年度に「こどもゾーン」の再整備が完了しました。

本項では、「スポレクゾーン」の既存施設の状況について示します。対象とする施設は、屋外運動施設であるサッカー兼ラグビー場、野球場、テニスコートとします。

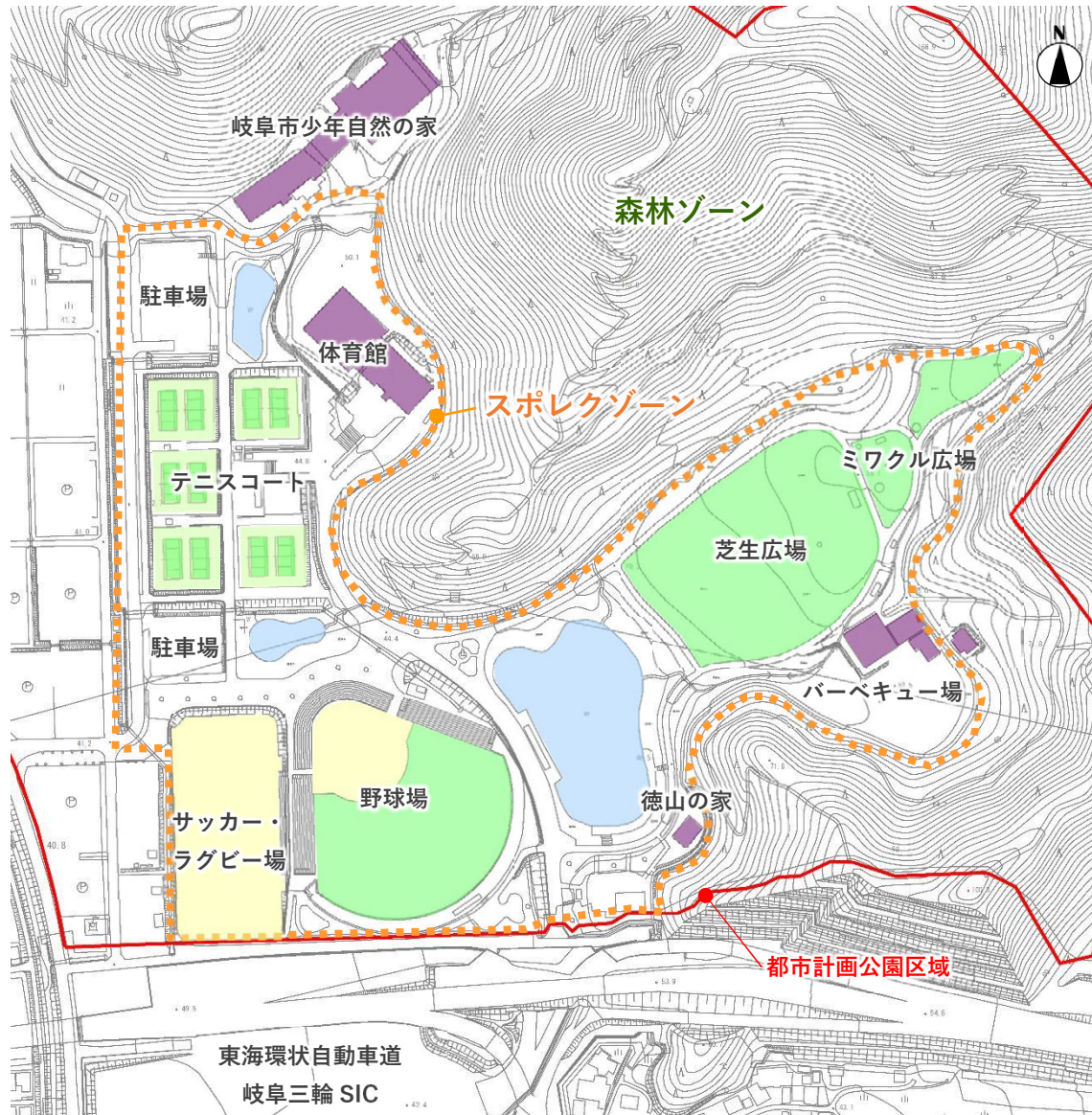


図 2-9 スポレクゾーンの位置図



(1) サッカー兼ラグビー場

サッカー兼ラグビー場は、1981（昭和56）年度に本園で最初に開設した屋外運動施設です。主にサッカー場として、多くの方に利用されています。

フィールドは約136m×約60mであり、多目的広場としての利用も可能であるほか、降雨時には貯留機能を有するなど、防災施設としての機能も有しています。

グラウンドサーフェスはクレイ舗装（土舗装）であり、試合や練習場として利用されています。その一方で、近年開催されているサッカーやラグビーの公式試合で使用される舗装は芝舗装であることから、公式試合としての利用は無い状況となっています。

サッカー及びラグビー場の規格については、表2-1に示すとおりです。サッカー場としては一般的な試合会場の規格を満たしている一方で、ラグビー場としては試合会場の規格を満たしていない状況です。

また、利用団体からは、芝舗装や更衣室等の附属施設の整備など、利用環境の向上が求められています。

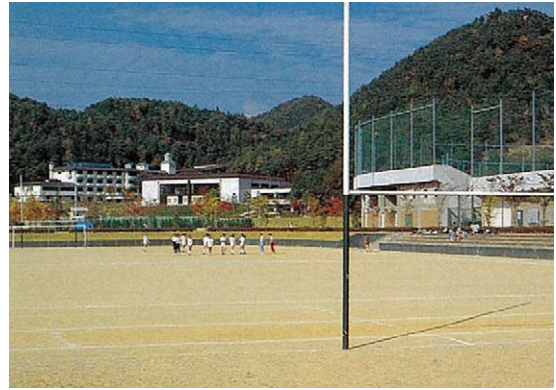


写真 サッカー兼ラグビー場（1995（平成7）年）



写真 サッカー兼ラグビー場（2021（令和3）年）

表 2-1 サッカー兼ラグビー場の現状

項目	仕様	規格値	現況値	判定	
サッカー場	グラウンド仕様 (国際試合)	長軸 TL	105m	100m	不適
		短軸 GL	68m	50m	不適
		サーフェス	天然芝	クレイ舗装	不適
	グラウンド仕様 (一般的な試合)	長軸 TL	90~120m	100m	適合
		短軸 GL	45~90m	50m	適合
		サーフェス	クレイ舗装 天然芝 人工芝	クレイ舗装	適合
ラグビー場	グラウンド仕様 (全ての試合)	長軸 TL	94~100m	100m	適合
		短軸 GL	68~70m	50m	不適
		サーフェス	クレイ舗装 天然芝 人工芝	クレイ舗装	適合

## (2) 野球場

野球場は、1983（昭和 58）年度に開設し、2017（平成 29）年度にスコアボードやグラウンド拡張などの改修を行っています。

本市が所有する野球場では、唯一、硬式野球に対応しており、高校野球の地区大会が開催されるなど、大変多くの方に利用されています。

野球場の規格については、表 2-2 に示すとおり、硬式野球、軟式野球ともにグラウンドの規格を満たしています。同様に、バックネットや防球ネットについても規格を満たしています。

その一方で、高校野球の大会が開催される場合は、ファウルボールがバックネットを超えて野球場周辺の園路や広場に飛び出す場合があります、野球場利用者が本園利用者に注意喚起をするなどの対策を行っている状況となっています。

また、利用団体からは、スタンドや更衣室、放送設備などの各種施設の老朽化対策や、トイレのバリアフリー化が求められています。



写真 野球場（1995（平成 7）年）



写真 野球場（2021（令和 3）年）

表 2-2 野球場の現状

項目	仕様	規格値	現況値	判定	
硬式野球	グラウンド寸法 (公認野球場)	塁間	27.43m	27.43m	適合
		HB～バックネット	18.29m	21m	適合
		HB～レフト・ライト	97.53m	98m	適合
		HB～センター	121.92m	122m	適合
軟式野球	グラウンド寸法 (社会人)	塁間	27.43m	27.43m	適合
		HB～バックネット	18.29m	21m	適合
		HB～レフト・ライト	91.44m	98m	適合
		HB～センター	115.82m	122m	適合
バックネット	高さ	10～15m	10.5m	適合	
	長さ	25～35m	32m	適合	
防球ネット	高さ	3m 程度	6.5m	適合	
	高さ (外野)	1.5～2m	2m	適合	
観客席		規定なし	6,000 人	-	



(3) テニスコート

テニスコートは、1984(昭和59)年度に開設し、1998(平成10)年度に全コートを手入れから砂入り人工芝に改修しました。2018(平成30)年度には、テニスコートエリアの中央にトイレを整備し、利便性が向上しています。

また、降雨時における貯留機能など、防災施設としての機能も有しています。

テニスコートの規格については、表2-3に示すとおり、硬式テニス、軟式テニスともにコートの規格を満たしていますが、後方余裕はいずれも不足している状況です。

グラウンドサーフェスは人工芝であり、各種大会の会場としての利用のほか、一般利用も多く、個人から団体まで大変多くの方に利用されています。

その一方で、管理事務所などの管理施設等の老朽化対策や、更衣室などの附帯施設の整備、大会開催に必要なテニスコート数の拡充など、利用環境の向上が求められています。



写真 テニスコート (1995 (平成7) 年)



写真 テニスコート (2021 (令和3) 年)

表 2-3 テニスコートの現状

項目		仕様	規格値	現況値	判定
硬式テニス	コート寸法	シングルスコート	23.77×8.23m	23.77×8.23m	適合
		ダブルスコート	23.77×10.97m	23.77×10.97m	適合
		サーフェス	-	全天候型舗装 (砂入り人工芝)	適合
	周辺のスペース	側方	5.0m 以上	6.0m	適合
		コート間	5.0m 以上	5.0m	適合
		後方	8.0m 以上	7.0m	不適
軟式テニス	コート寸法	シングルスコート	23.77×8.23m	23.77×8.23m	適合
		ダブルスコート	23.77×10.97m	23.77×10.97m	適合
		サーフェス	クレイ舗装 全天候型舗装	全天候型舗装 (砂入り人工芝)	適合
	周辺のスペース	側方	6.0m 以上	6.0m	適合
		コート間	5.0m 以上	5.0m	適合
		後方	8.0m 以上	7.0m	不適

## 1-4 スポーツ団体の調査

### (1) 調査対象となるスポーツ団体

拡張区域と「スポレクゾーン」の再整備を行う上で、各スポーツ団体へのヒアリング調査を行い、再整備方針を立案するための基礎資料とします。

調査を実施した団体は、下表に示す各種スポーツ団体（17団体）とします。

表 2-4 スポーツ団体の一覧

No	団体名
1	岐阜市中学校体育連盟
2	岐阜地区高等学校体育連盟
3	岐阜県高等学校野球連盟
4	岐阜市軟式野球連盟
5	岐阜市サッカー協会
6	岐阜市ラグビーフットボール協会
7	岐阜市テニス協会
8	岐阜市ソフトテニス連盟
9	岐阜市陸上競技協会
10	岐阜県アメリカンフットボール連盟
11	岐阜市ソフトボール協会
12	岐阜市ホッケー協会
13	岐阜市アーチェリー協会
14	岐阜市ゲートボール協会
15	岐阜市グラウンド・ゴルフ協会
16	国際ぎふスケートボード協会
17	岐阜県ビーチバレーボール連盟

### (2) 調査の概要

調査概要は以下のとおりとなります。

① 調査期間：2020（令和2）年度から2022（令和4）年度

② 調査の主な内容

- ・岐阜市内又は岐阜市周辺で行われている大会について  
（規模、競技人口、大会の開催月・日数、参加団体数、主な交通手段 等）
- ・岐阜ファミリーパークに運動施設が整備された場合、他の会場で行っている大会を本園で行う可能性があるかについて
- ・岐阜ファミリーパークに運動施設が整備された場合、どのような活用が想定されるかについて
- ・その他要望等について



## (3) 調査の結果

調査結果を表 2-5 に示します。

いずれのスポーツ団体も、本園で運動施設を利用する意向があることが分かります。特に陸上競技については、市内で練習や大会を開催する場所が無いことから、市外での活動を余儀なくされている状況であり、市内に活動場所の整備が求められています。

また、既存運動施設についても、老朽化が進行していることから、施設や設備の更新、充実を求める要望があるほか、大会開催に必要となる会場の規格・仕様やグラウンド数が満たされていないなどの課題を抱えており、運動施設の利用環境の改善と向上が求められています。

表 2-5 ヒアリング調査結果

No	団体名	運動施設の利用意向	主な要望
1	岐阜市中学校体育連盟	有り	・陸上競技場、管理棟等の整備
2	岐阜地区高等学校体育連盟	有り	・陸上競技場の整備 ・平日夜間の利用（16時～21時）
3	岐阜県高等学校野球連盟	有り	・防球ネットの拡張 ・管理棟、駐車場（団体バス含む）の整備
4	岐阜市軟式野球連盟	有り	・審判室の整備、ベンチ内設備の充実 ・老朽施設の更新
5	岐阜市サッカー協会	有り	・芝グラウンド、管理棟の整備
6	岐阜市ラグビーフットボール協会	有り	・芝グラウンド、管理棟、駐車場の整備
7	岐阜市テニス協会	有り	・テニスコートの拡張（10面→16面） ・管理棟、ナイター、放送設備等の整備
8	岐阜市ソフトテニス連盟	有り	・テニスコートの拡張（10面→16面） ・管理棟の整備
9	岐阜市陸上競技協会	有り	・陸上競技場の整備 ・公認陸上競技の備品
10	岐阜県アメリカンフットボール連盟	有り	・人工芝グラウンド、管理棟、電光掲示板、ナイター設備等の整備
11	岐阜市ソフトボール協会	有り	・防球ネット、駐車場の整備
12	岐阜市ホッケー協会	有り	・人工芝グラウンドの整備
13	岐阜市アーチェリー協会	有り	・的、信号機の整備
14	岐阜市ゲートボール協会	有り	・コート of の整備（10面）
15	岐阜市グラウンド・ゴルフ協会	有り	・トイレ、駐車場の整備
16	国際ぎふスケートボード協会	有り	・スケートパークの整備
17	岐阜県ビーチバレーボール連盟	有り	・ビーチバレーボールコート of の整備

## 2 交通状況

本園ではコミュニティバスが運行されていますが、鉄道やバス路線（平日）はなく、本園の利用者は、自動車での来園が主となっています。そのため、土日祝日は大変多くの方が来園され、駐車場や周辺道路が大変混雑することから、多くの方にご利用いただけるよう、拡張区域を暫定駐車場として開放しているところ

です。  
また、2019（令和元）年度には、本園南側に東海環状自動車道岐阜三輪 SIC が開通、さらに 2021（令和3）年度には JR 岐阜駅から本園まで、土日祝日に路線バスが運行するなど、交通利便性が大幅に向上し、広域圏からの来園者がさらに増加することが期待されています。

### 2-1 駐車場

本園は、2020（令和2）年度時点で無料駐車場を約 1,300 台整備しています。公園区域拡張以前に整備している駐車場は約 700 台でしたが、年間 60 万人以上の方が来園されることから利用環境の向上を図るため、拡張区域を暫定駐車場として整備しています。

前項の利用者の調査でも示したように、本園を日常的に利用される方は少なく、平日の駐車場稼働率は低い状況ですが、土日祝日は多くの方が駐車場を利用しています。

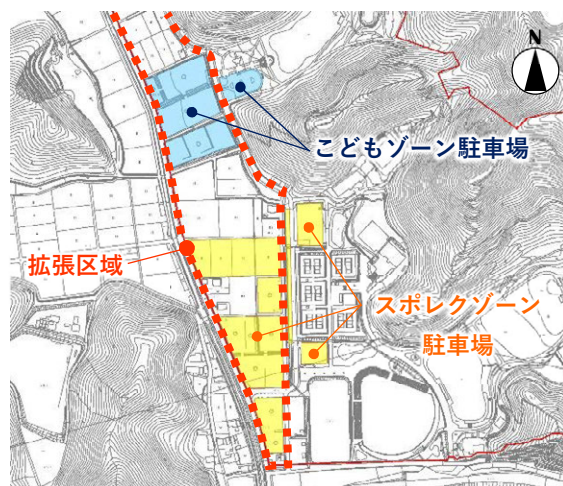


図 2-10 駐車場の整備状況（2020（令和2）年度時点）

### 2-2 東海環状自動車道 岐阜三輪スマートインターチェンジ

東海環状自動車道は、愛知県、岐阜県、三重県の 3 県に跨がる延長約 153km の高規格幹線道路です。中京圏の放射状道路ネットワークを環状道路で結び、広域ネットワークを構築することで、企業活動の向上、物流の効率化、観光活性化等の様々なストック効果が発揮されています。<sup>※6</sup>

2020（令和2）年 3 月 20 日には、本園南側に隣接して岐阜三輪 SIC が開通し、多くの方に利用されています。広域ネットワークの構築により、本市周辺の市町や県外からの交通アクセスが大幅に向上、移動時間の短縮も図られることから、さらなる来園者の増加や地域活性化の促進が期待されます。



写真 東海環状自動車道 岐阜三輪 SIC

※6 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所 HP より一部引用





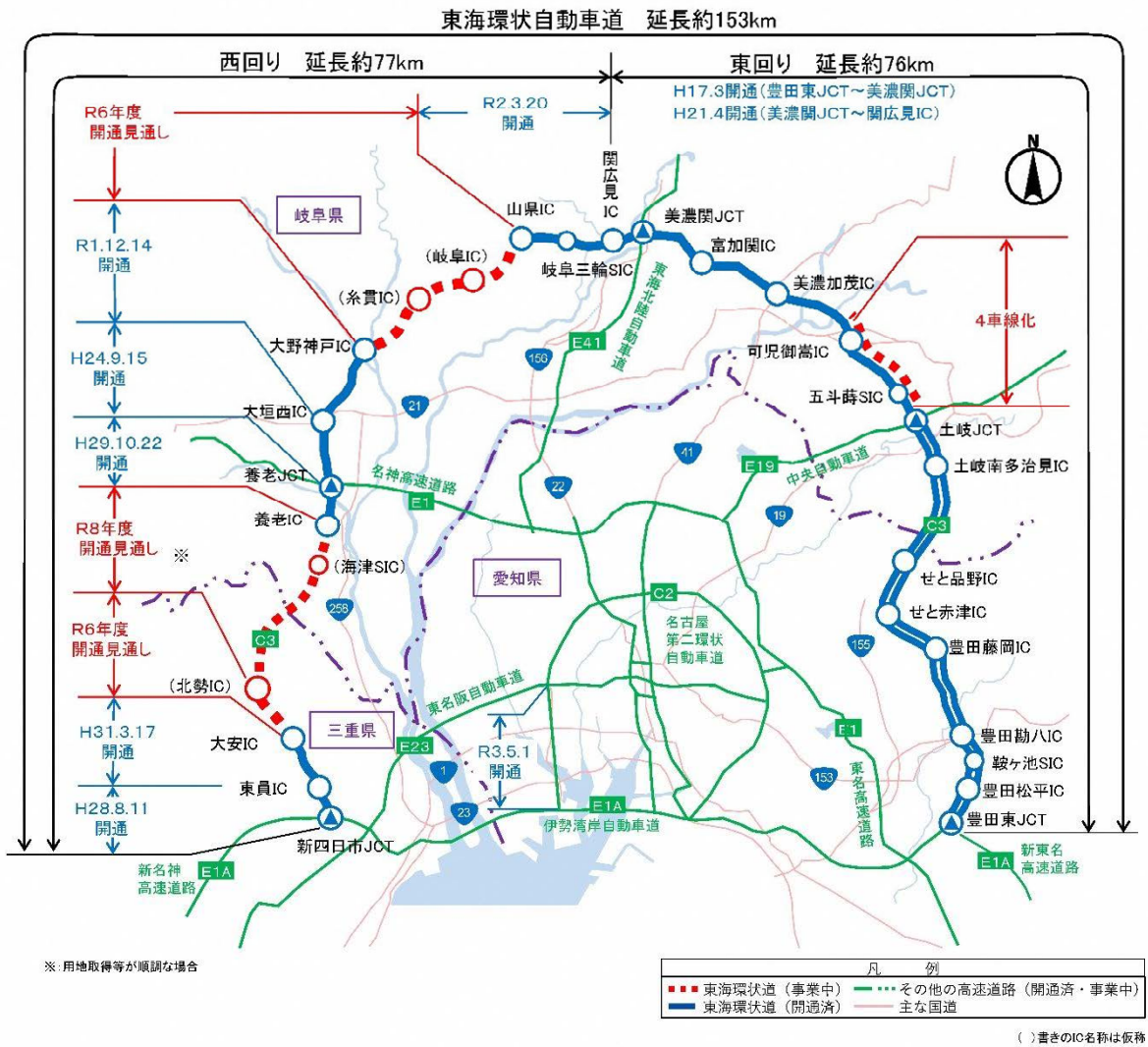


図 2-11 東海環状自動車道の路線図 (出典 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所 HP)

### 2-3 路線バス

本園には、2005（平成 17）年 9 月まで路線バスが運行していましたが、利用者が少なく、廃線となった経緯があります。しかしながら、本園の再整備が始まって以降、年間利用者数は増加傾向にあり、「こどもゾーン」の遊具等の整備が大規模に行われた翌年度の 2019（令和元）年度には、年間利用者数が 60 万人以上となるなど、大変多くの皆様に利用されています。

このようなことから、本園が開園してから 40 周年を迎える 2021（令和 3）年度には、JR 岐阜駅から本園まで路線バスの運行<sup>※7</sup>が再開されました。本路線バスは、本市のセンターゾーンである JR 岐阜駅から柳ヶ瀬、つかさのまち、岐阜公園を經由し、多くの方に利用されています。



写真 岐阜ファミリーパークの路線バス

これまでは、車が主な来園手段であり、車を利用されない方の来園が困難な状況でしたが、公共交通が整備されたことにより、子どもから高齢者まで多様な世代が訪れることができる環境となり、今後、より多くの方々のご利用が期待されるとともに、周辺道路や駐車場の混雑緩和にも寄与することが期待されます。

※7 岐阜乗合自動車株式会社により土日祝日限定で運行

### 3 防災拠点 .....

本園は、岐阜市地域防災計画において、大規模災害発生時に円滑な受援体制の確立を図るための広域防災拠点施設に指定されており、県外から派遣される救助部隊等を受け入れるための救助活動拠点となっています。

また、本園は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所である指定緊急避難場所や、災害時における応急仮設住宅建設予定場所に指定されています。

その他にも、野球場は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸又はヘリコプターによる救急、救助、林野火災の空中消火の基地である臨時離着陸場に、体育館は、被災者が一定期間避難生活を送るための指定一般避難所に指定されているなど、防災拠点としての役割を担っています。



写真 指定緊急避難場所

表 2-6 岐阜ファミリーパークの防災機能

防災施設としての指定	機能
広域防災拠点施設 (救助活動拠点)	県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊等を受け入れるための拠点
指定緊急避難場所	洪水、内水、土砂災害、火災、その他の災害時における避難場所
指定一般避難所	被災者が一定期間避難生活を送る場所
臨時離着陸場	防災ヘリコプターの離着陸場
応急仮設住宅建設予定場所	災害時における仮設住宅の建設場所



## 第3章

# 関連法令と上位計画

- 1 法改正と国の動向
- 2 上位計画の位置付け

ミワクル広場（スポレクゾーン）



## 第3章 関連法令と上位計画

再整備基本計画に関連する法令及び上位計画等について、概要を示します。

### 1 法改正と国の動向 .....

#### 1-1 国土形成計画（2015（平成27）年閣議決定）

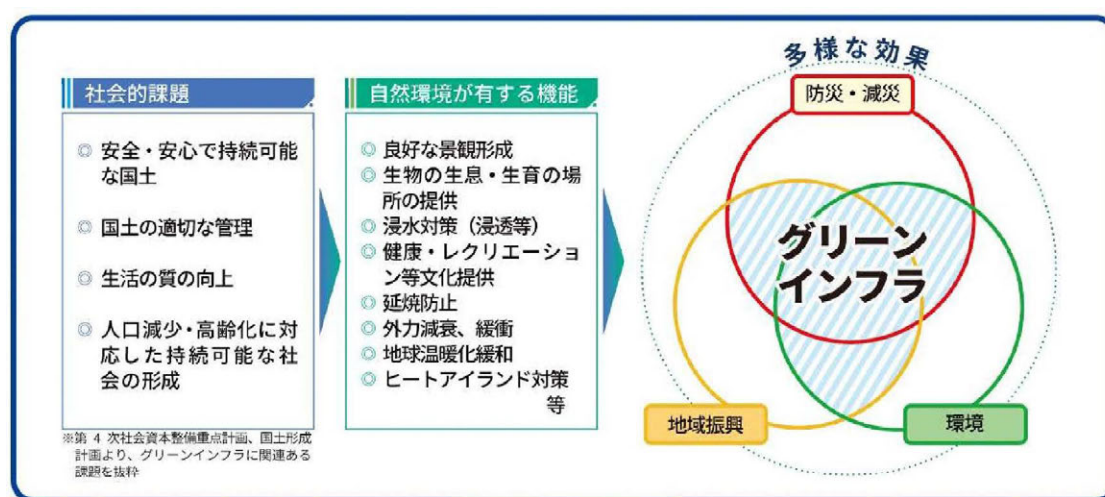
国土形成計画（全国計画）は、本格的な人口減少社会の到来、異次元の高齢化、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く厳しい状況変化のなかで、我が国がこれからも経済成長を続け活力ある豊かな国として発展できるか否かの重要な岐路にさしかかっているという認識のもと、2015（平成27）年から概ね10年間の国土づくりの方向性を定めるものとして、2015（平成27）年8月14日に閣議決定されました。

また、国土形成計画では、本格的な人口減少社会において、豊かさを実感でき、持続可能で魅力ある国土づくり、地域づくりを進めていくために、社会資本整備や土地利用において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用するグリーンインフラの取組を推進することが示されています。さらに、社会資本整備や土地利用におけるグリーンインフラの考え方や手法に関する検討を行うとともに、多自然川づくり、緑の防潮堤及び延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備等、様々な分野において、グリーンインフラの取組を推進するとしています。

再整備基本計画においても、本園が有する豊かな自然環境を積極的に活用し、グリーンインフラの取組を推進します。

#### グリーンインフラとは

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組です。



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典 国土交通省「グリーンインフラポータルサイト」



## 1-2 持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015（平成27）年9月採択）

持続可能な開発目標（SDGs）は、2001（平成13）年に策定された「ミレニアム開発目標」（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsは開発途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

再整備基本計画においても、誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念を踏まえ、SDGsの考え方を取り入れた持続可能な公園づくりを推進します。



出典 外務省 国際協力局

表 3-1 岐阜ファミリーパーク再整備事業に関連するSDGsのゴール

ゴール	目標	ゴール	目標
	<b>目標3 [保健]</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		<b>目標11 [持続可能な都市]</b> 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	<b>目標4 [教育]</b> すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		<b>目標12 [持続可能な生産と消費]</b> 持続可能な生産消費形態を確保する
	<b>目標6 [水・衛生]</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		<b>目標13 [気候変動]</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	<b>目標7 [エネルギー]</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		<b>目標15 [陸上資源]</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	<b>目標8 [経済成長と雇用]</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		<b>目標16 [平和]</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	<b>目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]</b> 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		<b>目標17 [実施手段]</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	<b>目標10 [不平等]</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する		

### 1-3 都市公園法（2017（平成 29）年改正）

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市計画の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。

都市公園法は、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めた法律です。都市における緑とオープンスペースを整備、保全、活用し、良好な都市環境を形成していくためには、都市公園法に基づく各制度について、その趣旨に則って適確に運用していくことが重要となります。

そのような背景のもと、公園の維持管理や活性化について、民間活力による新たな都市公園の管理手法が創設されました。民間事業者による公共還元型の収益施設の公募設置管理制度（Park-PFI）が創設されたほか、都市公園に保育所などを含む「社会福祉施設」が設置可能となる等、民間のビジネスチャンスの拡大が期待されるなか、公園の魅力向上のため、民間事業者やNPOなどの各種団体、地域団体との連携や協働に取り組むことが期待されています。

国土交通省

**新たなステージに向けた国の取組：都市公園法の改正**

**新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進するため、都市公園法を改正**

1. 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設
2. PFI事業の設置管理許可期間の延伸
3. 保育所等の占用物件への追加（特区の全国措置化）
4. 公園の活性化に関する協議会の設置
5. 都市公園の維持修繕基準の法令化

出典 都市公園法改正のポイント（国土交通省）

### 1-4 都市緑地法（2017（平成 29）年改正）

都市緑地法は、都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律であり、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められています。

そのような中、民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、都市緑地法が改正されました。

改正では、「緑の基本計画」の記載事項（都市公園の管理の方針、農地の緑地としての政策への組み込み）の拡充や、緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充が示されました。

本市では、公園の老朽化、財政制約などを背景に、ストックの適正管理の重要性が高まっているなか、「岐阜市公園施設長寿命化計画」において、都市公園における安全性の確保やライフサイクルコスト縮減を図りながら、維持管理を効果的に推進することが期待されています。

国土交通省

**改正都市緑地法のポイント**

1. 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の拡充（法第69条）平成29年6月施行
  - ◆ 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充：緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）（※緑地管理機構の名称変更）の指定権者を知事から市区町村に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加
2. 市民緑地認定制度の創設（法第60条）平成29年6月施行
  - ◆ 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設：まちづくり会社等の民間主体が、市区町村長による設置管理計画の認定を受け、オープンアクセスの市民緑地を設置・管理
3. 緑化地域制度の改正（法第34条）平成30年4月施行
  - ◆ 商業地域等の建ぺい率の高い地域における都市緑化の推進：緑化率の最低限度の基準の見直し（屋上緑化等の普及を踏まえ、建ぺい率にかかわらず25%まで設定可能に）
4. 緑地の定義への農地の明記（法第3条）平成29年6月施行
  - ◆ 農地を緑地政策体系に位置付け：緑地の定義に「農地」が含まれることを明記し、都市緑地法の諸制度の対象とすることを明確化
5. 緑の基本計画の記載事項の追加（法第4条）平成30年4月施行
  - ◆ 都市農地の計画的な保全及び都市公園の老朽化対策等の計画的な管理の推進：都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み

出典 都市緑地法改正のポイント（国土交通省）



## 1-5 デジタル田園都市国家構想総合戦略（2022（令和4）年閣議決定）

デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（2022（令和4）年6月7日閣議決定）で定めた取組の方向性に沿って、デジタル田園都市国家構想が目指すべき中長期的な方向について、達成すべき重要業績評価指標（KPI）と併せて示すとともに、構想の実現に必要な施策の内容やロードマップ等を示すものです。

総合戦略に基づき、地方の社会課題を積極的にオープンにしつつ、国・地方公共団体・企業・大学・スタートアップ企業・金融機関など多様な主体が、地域外の主体も巻き込みながら、連携して取組を推進していくことが期待されています。

地域においては、それぞれが抱える社会課題について、地方公共団体を中心として十分に議論、認識した上で、その解決を図っていくため、自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を描き、デジタル技術を活用しつつ、①地方に仕事をつくる、②人の流れをつくる、③結婚・出産・子育ての希望をかなえる、④魅力的な地域をつくるという4つの取組を進めていくことが求められています。このため、地方公共団体は総合戦略を勘案し、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、社会課題の解決を効果的・効率的に推進するため、地域経済分析システム（RESAS）、地域経済循環分析等の地域経済に関するデータを活用し、エビデンスに基づいた政策を企画立案（EBPM）するほか、共通する社会課題を抱える地域においては、デジタルの力も活用しながら、地方公共団体の枠組みを越えた地域間の連携を推進していくことが重要です。

こうした取組により、言わば優良な「点」の取組を面的に広げていくことによって、誰もがデジタル化の恩恵を享受することができる社会の形成が期待されています。

### 魅力的な地域をつくる（デジタルの力を活用した地方の社会課題解決④）

地域資源を生かした個性あふれる地域づくり～文化・スポーツによる地域づくり～

▶ デジタルを活用した文化遺産の国内外への発信、美術館・博物館におけるデジタル技術を活用した文化芸術の新たな体験の推進。

- ・デジタルコンテンツを活用した発信や最先端のバーチャル体験を含め、2025年大阪・関西万博に向けて「日本の美と心」を発信する「日本博2.0」の実施
- ・全国の博物館・美術館等から提供された作品や国宝・重要文化財などをデータベース化し、各地の文化芸術をどこにいても楽しめるよう、「文化遺産オンライン」構築の推進



【日本博2.0】

- ・メタバースを活用した「バーチャル日本博」
- ・美術や舞台芸術などのデジタルコンテンツに国内外のどこからでもアクセス



- 【文化遺産オンライン】
- ・2022年4月、「文化財との新しい出会い」をコンセプトにリニューアル

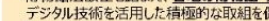
<https://bunka.nih.ac.jp/>



山梨県立博物館の事例（「3Dディスプレイ」）



文化財活用センター・東京国立博物館の取り組み（体験型展示「未来の博物館」）



国立博物館・美術館において、バーチャル展示手法の開発・グローバル発信など積極的な取組を推進

▶ スポーツ・健康まちづくりの全国展開を加速化。

- 【スポーツを通じた交流人口の拡大】
- ・アウトドアスポーツやインバウンドニーズの高い武蔵ツーリズムのコンテンツ開発や、地域スポーツコミッションの質の向上等により、スポーツツーリズム等を推進
- ・デジタル技術の活用等による地域のにぎわいづくりを目指すスタジアム・アリーナ改革を官民一体となって推進
- ・地域のプロスポーツチーム等と企業・大学等とが連携、共創する、地域版スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（地域版SOIP）の構築に取り組む等



スポーツツーリズム



スタジアム・アリーナ改革

- 【誰でも日常的に歩歩き、身体を動かし、スポーツができる環境整備】
- ・性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、地域における多様な主体が生活の中で運動・スポーツを実施できる環境の整備や普及啓発に取り組む
- ・地域の実情に応じた身近なスポーツの場づくりを進めるため、学校体育施設、民間スポーツ施設の有効活用を推進する。また、公園等のオープンスペース、庁舎施設や商業施設等の空きスペースなど施設以外の多様な空間を活用する取組を促進
- ・部活動指導員等の活用を含めた学校の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備に係る取組を推進等



オープンスペース等の多様な空間の活用



学校部活動の地域連携・地域移行

出典 デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023年度～2027年度）  
（2022（令和4）年12月 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）

## 1-6 ニューノーマルに対応した新たな都市政策 中間とりまとめ報告書(2021(令和3)年)

新型コロナ危機を契機とし、デジタル化の進展も相まって、人々の生活様式が大きく変化したことに伴い、「働き方」や「暮らし方」に対する意識や価値観が変化・多様化し、「働く」「暮らす」場である都市に対するニーズも変化・多様化しています。

このような中、目指すべきまちづくりの方向性として、市民一人ひとりのニーズに的確に応えることや、ニーズに対応して機敏かつ柔軟に施策を実施することが重要であり、地域の資源として存在する官民のストック(都市アセット)を最大限に利活用し、市民のニーズに応じていくための取組を進めています。

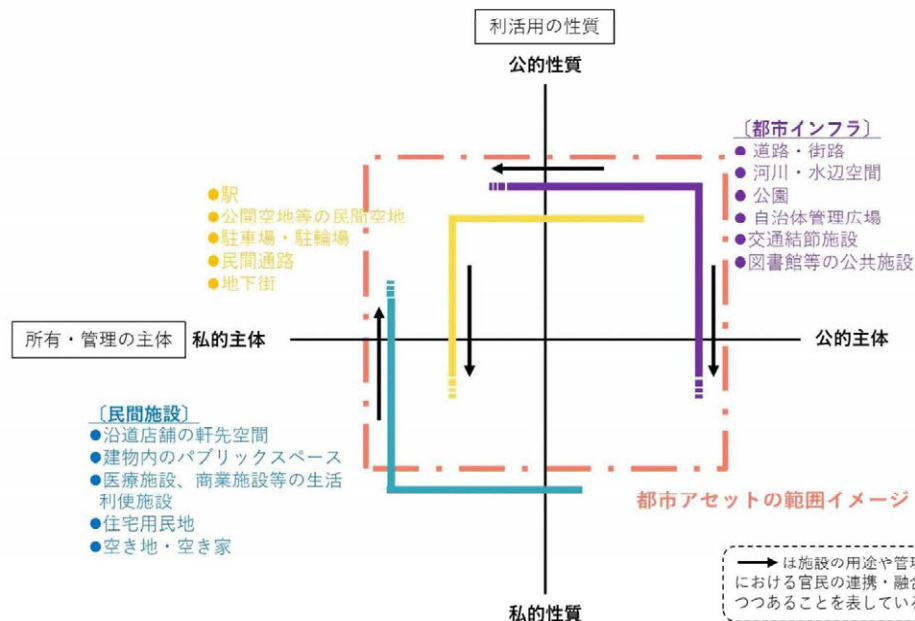
特に、感染症拡大前と比べて生活面がより重視されるようになり、在宅勤務・テレワークを機に通勤時間や固定的な勤務形態から解放されたことにより、時間価値の重要性が広く認識されるとともに、ワークライフバランス重視の意識が強まりました。

また、自宅や自宅周辺で過ごす時間の増加に伴い、公園などの憩いの場や、自転車や徒歩で回遊できる空間へのニーズが高まっています。特に、公園などの屋外空間は、過密を避けながら様々な活動を行うことができる場として利用ニーズが高まっています。例えば、オープンカフェやテイクアウト販売の場所として公園等を活用する事例のほか、仕事やフィットネスなどこれまで屋内で行われていた活動を屋外のオープンスペースで行う事例が見られるようになってきました。さらに、どこでも働ける環境が整ってきたことで、二地域居住やワーケーションなど自然環境等を重視した複数拠点での生活に対する関心も高まっています。

住む・働く・憩う等様々な機能を備えた空間の形成や、公園や緑地の連携によるグリーンネットワークの構築など、多様な世代や属性の人々が暮らしやすい居心地の良い空間の充実を図ることが期待されています。

### 参考資料① 施設の用途や管理の形態に着目した施設の分類と都市アセットの考え方

- ◆ 指定管理者制度や管理協定等による施設管理分野における官民連携の進展、官民の既存ストックを一体的に捉えたオープンスペース化やミクストユースの広がり等により、施設の用途や管理の形態に着目して施設を公的/私的に分類することは難しくなってきている。
- ◆ 「都市アセット」への該当性は、当該施設が公的/私的性質を有するか、という観点ではなく、当該施設が都市生活の質や都市活動の利便性向上に資する都市機能を提供し得るか、という観点から判断する必要がある。



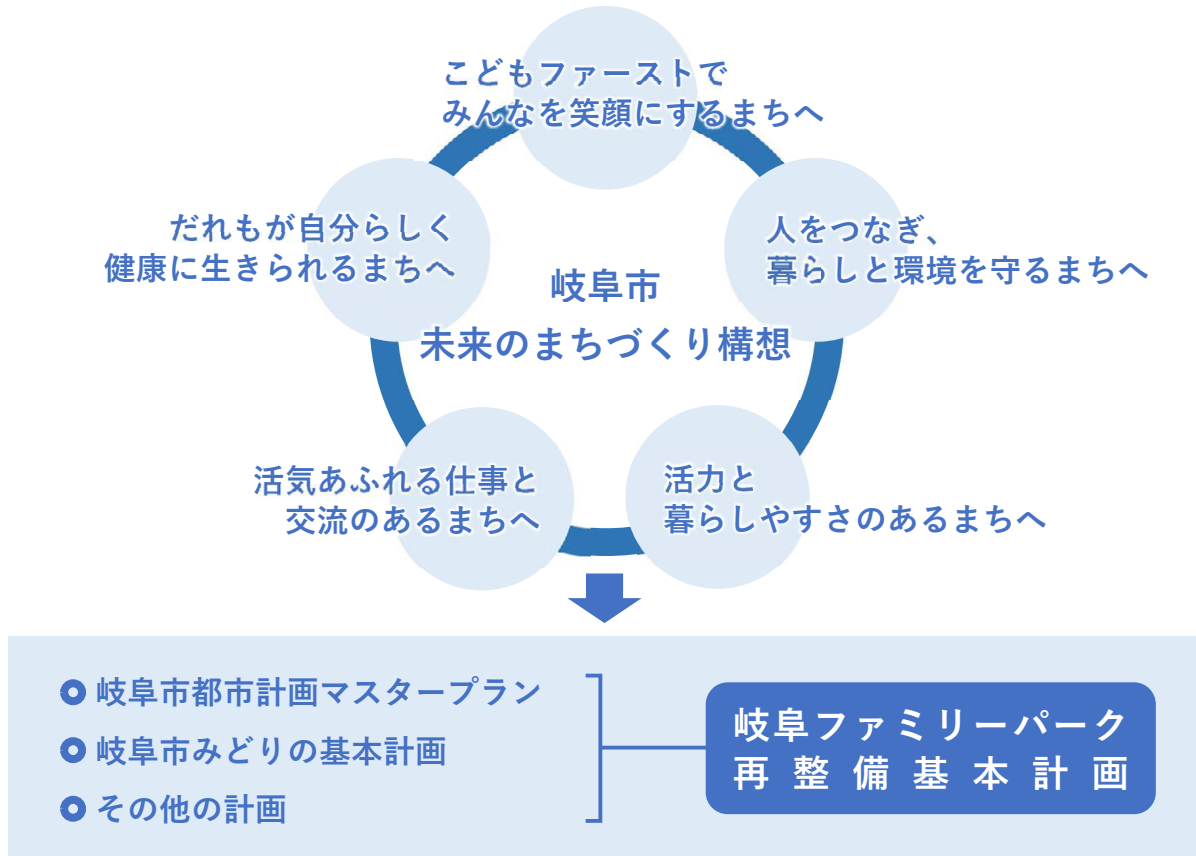
出典 デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会 中間とりまとめ(国土交通省)





## 2 上位計画の位置付け .....

再整備基本計画は、岐阜市が目指す「将来像」とそれを実現するための「まちづくりの方向性」を示した「岐阜市未来のまちづくり構想<sup>※8</sup>」を上位計画とし、「岐阜市都市計画マスタープラン」や「岐阜市みどりの基本計画」等の諸計画と連携した計画となっています。



### 2-1 岐阜市未来のまちづくり構想（2022（令和4）年策定）

2040年頃を見据えた、まちづくりの総合的な方針です。岐阜市が目指す2040年頃の将来像である「人がつながる 創造が生まれる しなやかさのあるまち」と、「将来像の実現に向けたまちづくりの方向性」で構成しています。

#### まちづくりの基本的な考え方

- オール岐阜のまちづくり
- シビックプライドの醸成
- DXと脱炭素化
- 持続可能で選ばれるまち

#### 分野ごとのまちづくりの方向性

- こどもファーストでみんなを笑顔にするまちへ
- だれもが自分らしく健康に生きられるまちへ
- 人をつなぎ、暮らしと環境を守るまちへ
- 活気あふれる仕事と交流のあるまちへ
- 活力と暮らしやすさのあるまちへ

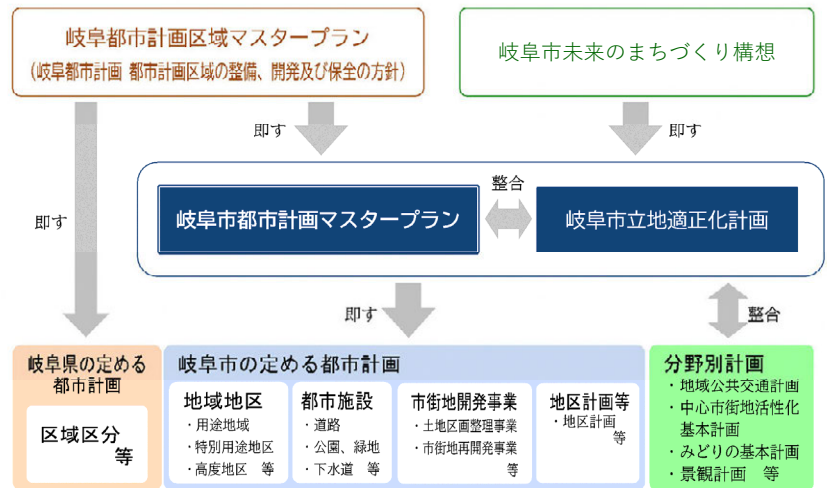
#### 行政経営の視点

- 行財政運営・公共施設等マネジメント、シティプロモーション

<sup>※8</sup> 図中に示す「岐阜市未来のまちづくり構想」の5つの方針は、分野ごとのまちづくりの方向性を抜粋したものです。

## 2-2 岐阜市都市計画マスタープラン（2022（令和4）年改定）

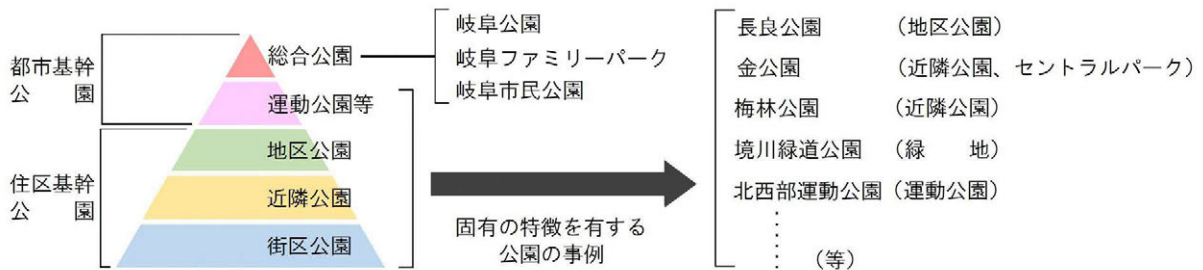
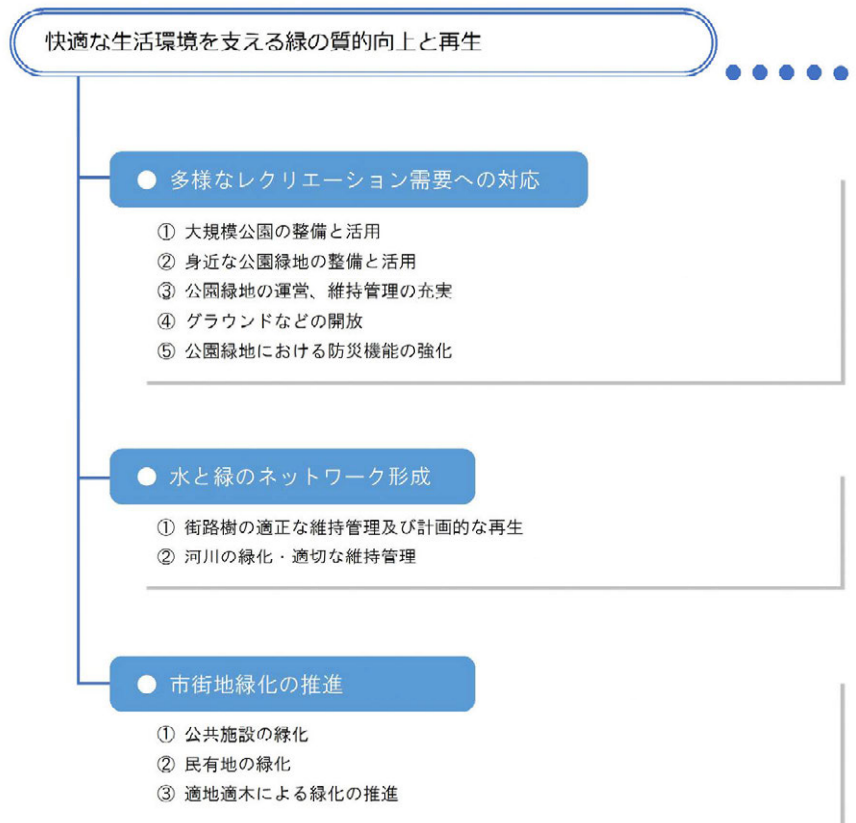
岐阜市都市計画マスタープランは、本市における都市づくりの総合的な方針を示した「岐阜市未来のまちづくり構想」及び岐阜県が定める「岐阜都市計画区域マスタープラン」を上位計画とし、「岐阜市地域公共交通計画」「岐阜市中心市街地活性化基本計画」「岐阜市みどりの基本計画」「岐阜市景観計画」等の諸計画と関連した計画となっています。



## 2-3 岐阜市みどりの基本計画（2022（令和4）年改定）

岐阜市みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定めるもので、「緑の目標」「緑の方針」「緑の施策」などの事項を総合的かつ計画的に実施するための指針となるものです。

また、岐阜市みどりの基本計画には、快適な生活環境を支える緑の質的向上と再生を図るため、本園をはじめとした公園の整備や活用、運営、維持管理などを定めており、再整備基本計画と最も関連性が高い計画となっています。



## 第4章

# 再整備基本計画のコンセプト

- 1 基本理念
- 2 基本コンセプト
- 3 基本目標

テニスコート（スポレクゾーン）



## 第4章 再整備基本計画のコンセプト

### 1 基本理念 .....

再整備基本計画の基本理念は、本市のみならず圏域を代表する総合公園としての役割を踏まえ、以下のよう  
に設定します。

#### 《岐阜ファミリーパーク再整備基本計画の基本理念》

本園は、岐阜市北東部に位置する総合公園であり、緑豊かな山々につつまれた自然環境のもと、“憩い・潤いの場”や“子どもの遊び場”、“様々なスポーツを楽しめる場”、野外活動や散策などの“レクリエーションの場”など、日常生活では味わえない体験をすることができます。

本園の利用圏域は県外にまで達し、圏域を代表する公園として、子どもから高齢者まで多様な方に親しまれています。

さらに、本園は災害時における避難場所としての高次な防災機能を有しており、本市の防災拠点としての役割を担っています。

このような状況を踏まえ、本園の再整備の方向性は、『個性と魅力あふれる公園づくり』とし、

- ① ニーズの多様性に対応した施設の強化
- ② 利便性を向上させる施設の提供
- ③ 老朽化施設の更新や再編
- ④ 総合案内機能の提供
- ⑤ 多様な活動ができる施設の提供

を再整備方針として再整備を進めていきます。

また、安全・安心して本園を利用していただくため、管理・運営の方向性は、『おもてなしと新たな担い手による公園づくり』とし、

- ① 年中楽しめるイベントの提供
- ② 収益施設への民間事業者の参画
- ③ 新たな魅力の発見
- ④ 園内移動の容易性
- ⑤ 集いの場の提供

を管理・運営方針とします。

このように、再整備方針と管理・運営方針を実現することにより、「個性と魅力にあふれ、おもてなしを提供する公園」を目指します。



## 2 基本コンセプト .....

「個性と魅力にあふれ、おもてなしを提供する公園」を実現するため、再整備基本計画の基本コンセプトを以下のとおりとします。



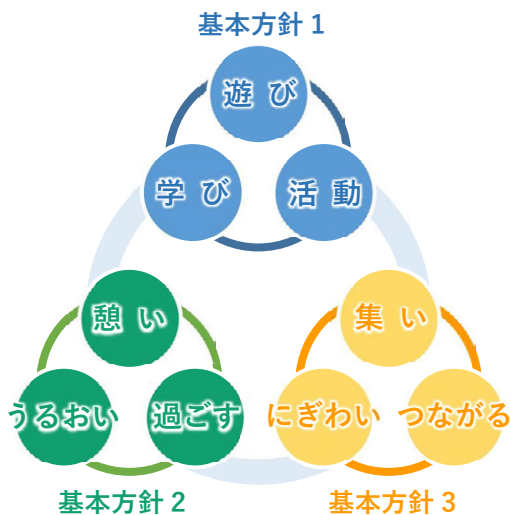
### みんなの声がこだまする公園

～ 遊ぼう・学ぼう・スポーツしよう！ ～

本園は、子どもの遊び場である「こどもゾーン」と、スポーツやレクリエーション活動等が楽しめる「スポレクゾーン」、そして自然や四季の移り変わりを楽しむことができる「森林ゾーン」の大きく3つのゾーンに分類されます。

それぞれのゾーンが有する個性が、大きな魅力と相乗効果を創出し、多くの皆様が憩い、楽しめる公園へと再編するための基本方針を以下に示します。

基本方針	<b>1</b>	豊かな自然環境の中で 『遊び』『学び』『活動』ができる“魅力創出”と“新たな発見”
基本方針	<b>2</b>	緑に包まれた広大な空間の中で 『憩い』『うるおい』『過ごす』ことができる“おもてなし”
基本方針	<b>3</b>	多様なニーズに対応した空間の中で 『集い』『にぎわい』『つながる』誰もが“楽しめる”公園



#### 整備方針 1

- ・誰もが楽しめる遊び場の魅力創出
- ・野外活動や運動施設の充実と機能強化
- ・自然体験や体験学習施設等の学びの場の提供

#### 整備方針 2

- ・芝生広場などの憩いとうるおい空間の充実と機能強化
- ・緑豊かな山々を活かした緑の空間の提供
- ・便益施設の充実

#### 整備方針 3

- ・園内移動方法の機能強化
- ・民間事業者が参画しやすい場の提供
- ・センターハウスや多目的広場などの活動拠点の提供



### 3 基本目標 .....

再整備基本計画の基本目標は、再整備完了後の来園者数増加とします。

目 標	現 在 (令和元年度)	目 標 (再整備完了後)
来 園 者 数	60 万人	70 万人



写真 来園者でにぎわう「こどもゾーン」

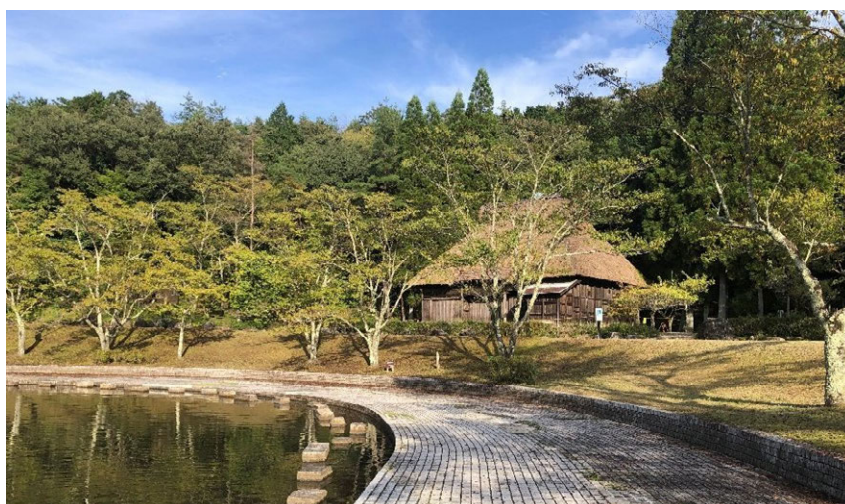


## 第5章

# 再整備基本計画

- 1 再整備方針
- 2 再整備基本計画
- 3 ゾーン別計画
- 4 駐車場計画
- 5 その他計画
- 6 再整備ロードマップ

徳山の家（スポレクゾーン）



## 第5章 再整備基本計画

### 1 再整備方針 .....

#### 1-1 ゾーン別再整備方針

再整備基本計画の基本コンセプト等を踏まえ、ゾーン別の再整備方針を以下のとおり設定します。

表 5-1 ゾーン別再整備方針

ゾーン	再整備方針	基本方針		整備の視点
こどもゾーン	豊かな自然の中にある広大な遊びの空間は、遊びを通じた子どもの健全育成の場や学びの場として整備を進めます。 笑顔が広がり、笑い声がかたまる遊びの空間として、人のつながりや交流を促進します。	基本方針 ①	遊び 学び 活動	遊戯施設を主とした公園施設の魅力向上及び更新
		基本方針 ②	憩い 過ごす	修景・休養・便益施設の更新、充実
		基本方針 ③	にぎわい つながる	利用しやすい動線と施設のバリアフリー化
スポレクゾーン	多様で充実した運動施設は、市民の活動や健康づくり、スポーツ活動の拠点として整備を進めます。 広大な自然の中で、スポーツや野外活動等を通じて、多様な世代の交流を促進します。	基本方針 ①	遊び 学び 活動	運動施設の魅力向上及び更新、充実
		基本方針 ②	憩い 過ごす	修景・休養・教養・便益施設の更新、充実
		基本方針 ③	集い つながる	ビジターセンター等の活動拠点の整備
森林ゾーン	四季折々の変化を楽しめる森林ゾーンは、自然の豊かさ、大切さを学び、野外活動を行う場として整備を進めます。 管理が行き届いた自然豊かな山々は、憩いとうるおいを創出します。	基本方針 ①	学び 活動	散策路の更新
		基本方針 ②	憩い うるおい	休養施設等の更新・充実
		基本方針 ③	つながる	自然とふれあい、楽しめる環境の整備
里山ふれあいゾーン	地形を活かした多世代が交流できる里山空間として、多様な世代が学び、活動できる拠点として整備を進めます。	基本方針 ①	学び 活動	里山空間の整備
		基本方針 ②	うるおい 過ごす	体験施設の整備
		基本方針 ③	集い つながる	ふれあい、学ぶ場の創出





## 1-2 各ゾーンに共通する再整備方針

### (1) 防災拠点としての整備

本園は、広域防災拠点施設や指定緊急避難場所等をはじめとする防災機能としての役割を担っており、本市の防災拠点として位置付けられています。

各ゾーンが有する個性を引き出し、魅力の向上や施設の更新を行うとともに、防災拠点としての機能を有するよう、機能の強化や充実、更新を進めます。

#### ◎整備の視点

- ① 防災施設の充実、機能更新
- ② 避難場所や救助活動拠点の整備
- ③ 貯留機能の確保
- ④ 管理施設の更新及び機能充実
- ⑤ 備蓄倉庫の整備



図 5-1 災害対応施設のイメージ

### (2) 移動しやすい動線整備

拡張区域の整備により、本園の動線が大きく変更となります。これまでは、「こどもゾーン」と「スポレクゾーン」は「森林ゾーン」で分断されていたため、各ゾーン毎に入口を整備していましたが、拡張区域の整備により、各ゾーンが一体となることから、園内動線を見直し、各ゾーン間の移動がしやすい、歩きたくなる動線づくりを進めます。

#### ◎整備の視点

- ① 歩きたくなる園路の整備、更新
- ② 車両及び歩行者動線の整備
- ③ 園路の更新と動線のバリアフリー化
- ④ 分かりやすいサイン計画
- ⑤ ゾーン間移動の円滑化

### (3) 駐車場計画

本園は、拡張区域や「スポレクゾーン」の整備により、今後、利用者のさらなる増加が見込まれることから、スポーツ大会開催時等のピーク利用時においても需要台数を確保できるよう、駐車場の整備を進めます。

あわせて、円滑な車両動線の計画や、周辺道路の渋滞緩和対策を行うことにより、アクセスしやすく、利用しやすい駐車場整備を進めます。

#### ◎整備の視点

- ① 需要に応じた駐車場の整備
- ② 周辺道路の渋滞緩和
- ③ 円滑な車両動線の計画
- ④ 各ゾーンへのアクセスの向上
- ⑤ 臨時駐車場の整備

## 2 再整備基本計画 .....

### 2-1 岐阜ファミリーパーク再整備事業 全体概要図

本園の再整備事業 全体概要図を示します。

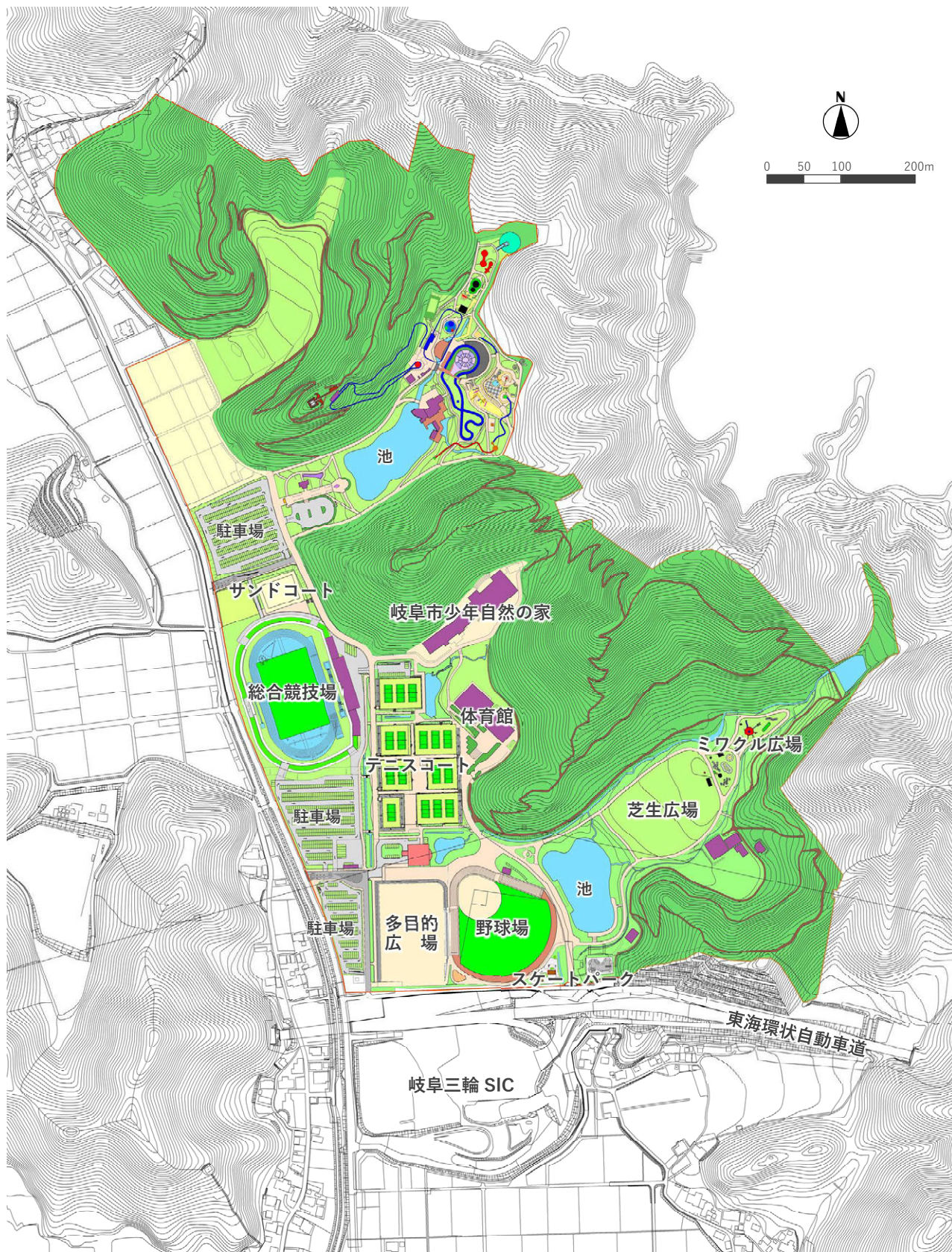


図 5-2 岐阜ファミリーパーク再整備事業 全体概要図



2-2 岐阜ファミリーパーク再整備事業 イメージ図※9



※9 イメージ図であり、各施設のレイアウト等は変更となる場合があります。

### 3 ゾーン別計画 .....

#### 3-1 こどもゾーンの計画

## 豊かな自然の中で “あそび”を通じた子どもの健全育成と学びの場の創出

- 遊戯施設を主とした公園施設の魅力向上と老朽施設の更新
- 人のつながりと交流を促進する休養施設や便益施設の更新と充実
- 人の多様性を尊重し、誰もが使いやすい公園環境の創出

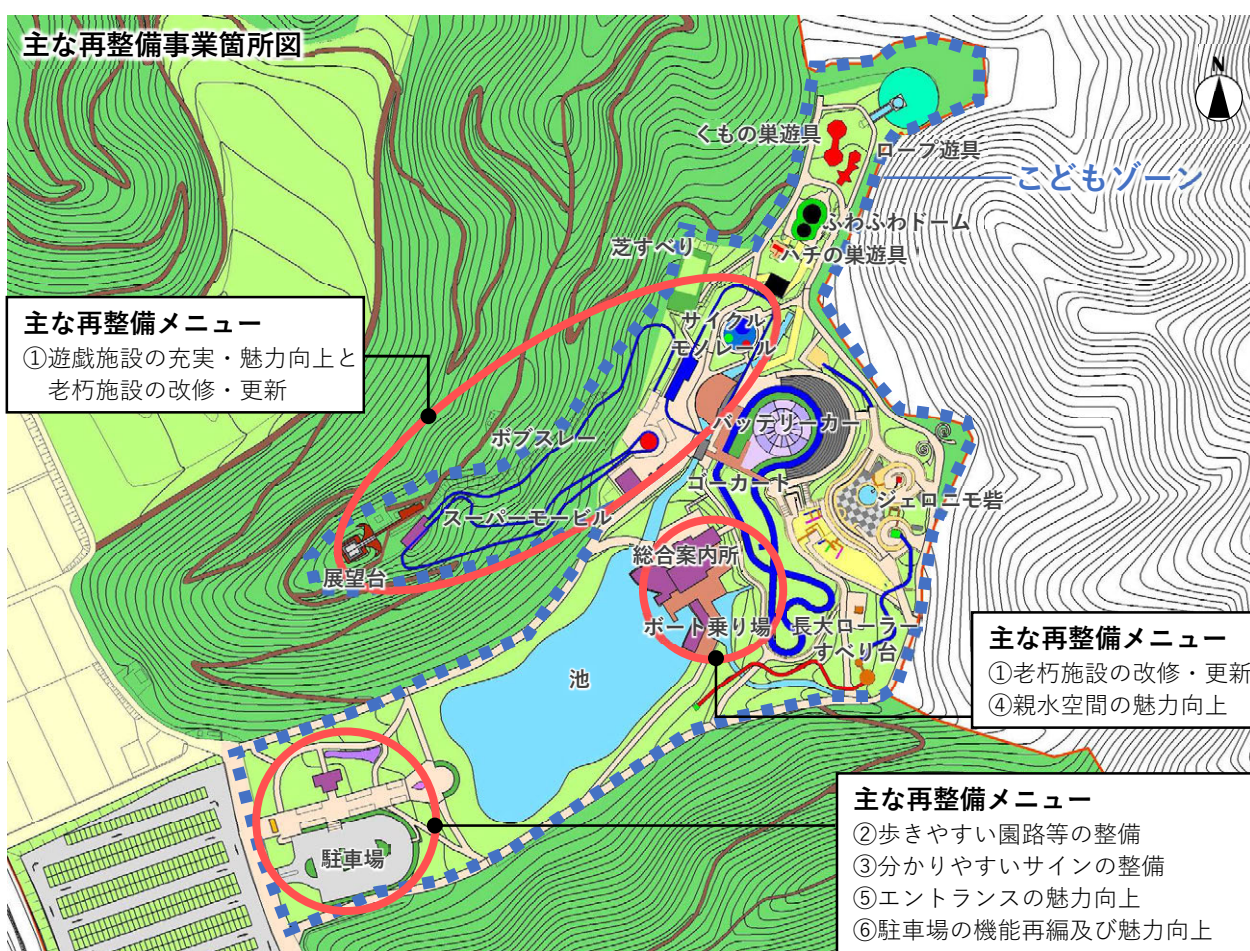


図 5-3 主な整備事業箇所図（こどもゾーン）

2019（令和元）年度の長大すべり台の完成により、大規模な再整備が完了しました。

今後は、一層の魅力向上に向け、老朽施設の更新や効率的な管理・運営が主となります。また、駐車場の機能再編や多様な世代の交流を促進する施設整備を行います。

#### ◎主な再整備メニュー

- ① 遊戯施設の充実・魅力向上と老朽施設の改修・更新
- ② 歩きやすい園路・休養施設・便益施設の整備や照明、音響施設等の整備・充実
- ③ 分かりやすいサインの整備・更新
- ④ 親水空間の魅力向上
- ⑤ エントランスの魅力向上
- ⑥ 駐車場の機能再編及び魅力向上



## 3-2 スポレクゾーンの計画

## 広大な緑の中で “スポーツ”や“野外活動”を通じた交流空間の創出

- 運動施設等の機能充実及び魅力向上と老朽施設の更新
- 人のつながりと交流を促進する休養施設や便益施設の更新と充実
- 多様な世代が活動する拠点施設の整備

### ● レクリエーションエリア

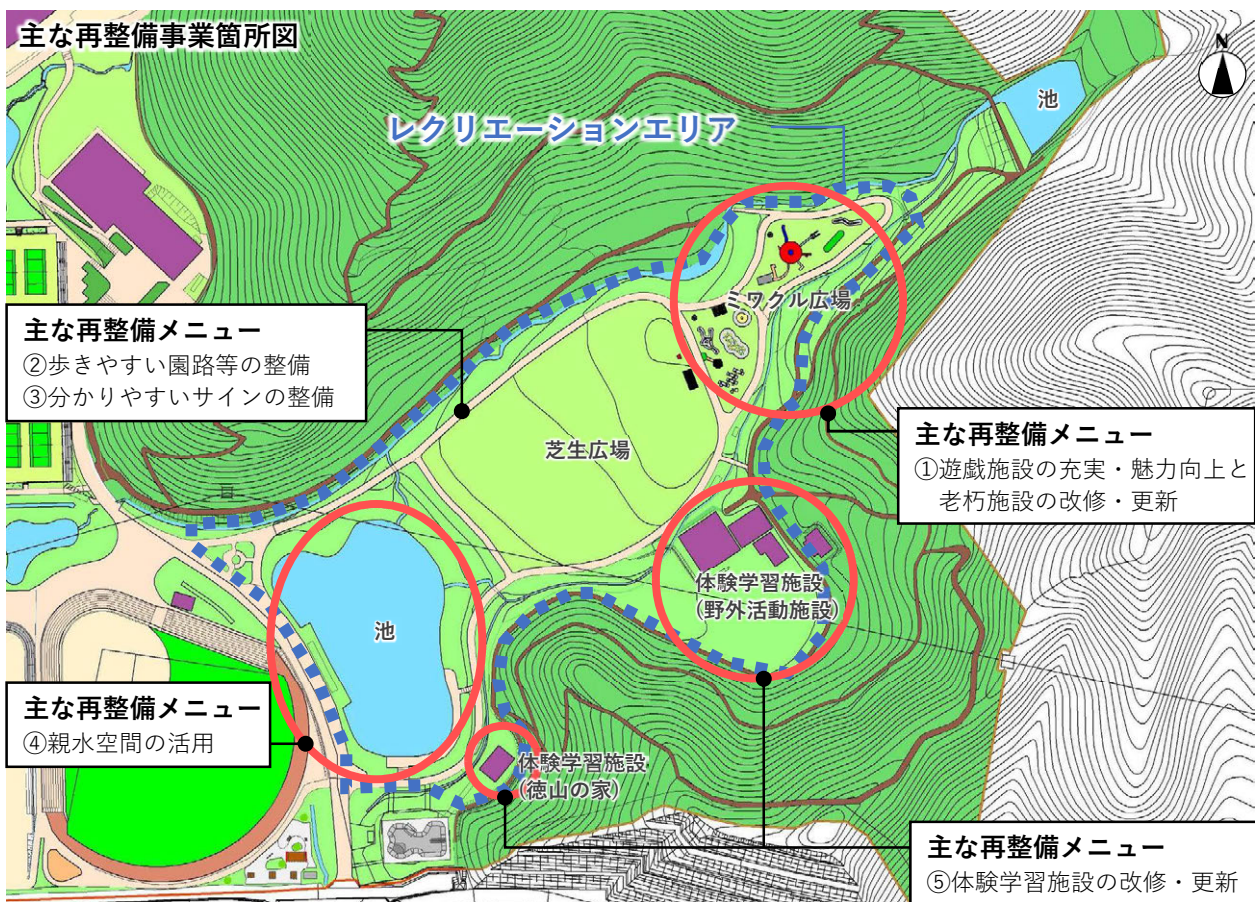


図 5-4 主な整備事業箇所図 (スポレクゾーン レクリエーションエリア)

遊戯施設の魅力向上や親水空間・体験学習施設の活用、多様化する利用者ニーズに対応した公園施設の機能再編を主とした再整備を行います。

広大な芝生広場を拠点とし、人々の交流を促進する魅力あふれる施設整備を行います。

#### ◎主な再整備メニュー

- ① 遊戯施設の充実・魅力向上と老朽施設の改修・更新
- ② 歩きやすい園路・休養施設・便益施設の整備や照明、音響施設等の整備・充実
- ③ 分かりやすいサインの整備・更新
- ④ 親水空間の活用
- ⑤ 体験学習施設の改修・更新及び魅力向上

## ● スポーツエリア

スポーツエリアは、市民の皆様が様々な運動活動を楽しめるよう、機能の拡充・更新を行います。主な整備内容は、スポーツ団体の調査結果を基に、各施設が有する課題を改善するとともに、運動施設の機能拡充及び魅力向上を行います。



図 5-5 主な整備事業箇所図 (スポレクゾーン スポーツエリア)

運動施設の拡充・更新を推進し、多様な世代が活動できる施設整備を行います。スポーツエリアの拠点となるビジターセンターの整備をはじめ、様々なスポーツが楽しめる施設や、防災拠点としての機能充実のほか、便益施設や休養施設など、誰もが使いやすい施設整備を行います。

### ◎主な再整備メニュー

- ① 運動施設の拡充・魅力向上と老朽施設の改修・更新
- ② 歩きやすい園路、休養施設、便益施設、駐車場、照明、音響施設等の整備・充実
- ③ 分かりやすいサインの整備・更新
- ④ ビジターセンター（拠点施設）の整備
- ⑤ 防災施設の整備
- ⑥ エントランスの魅力向上



### (1) 総合競技場

現在、本市には、第1種公認陸上競技場である県営長良川競技場が整備されており、主に全国大会や県大会で利用されていることから、本園においては地区大会や市大会、練習等における利用を想定した第3種公認陸上競技場相当を整備します。インフィールドは、サッカーやラグビー、アメリカンフットボール等で使用可能なグラウンドを整備します。

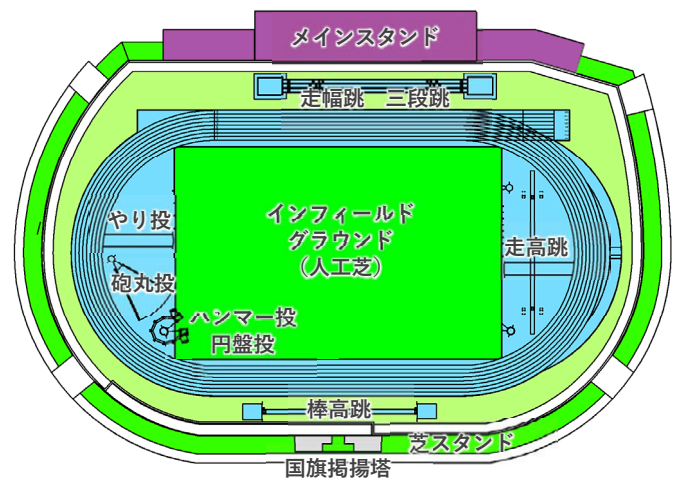


図 5-6 総合競技場のイメージ

表 5-2 総合競技場の整備概要

主な施設	項目	内容
陸上競技場	種別	第3種公認陸上競技場相当
	サーフェス	全天候型舗装
	トラック	1周400m 8コース
	実施可能な競技	各種陸上競技
インフィールドグラウンド	サーフェス	投てき対応人工芝
	実施可能な競技	サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール
スタンド	収容人数	5,000人以上

### (2) テニスコート

テニスコートは、各種大会の開催や運営が可能となるよう、既存の10面コートから16面コート（センターコート1面を含む）に拡充します。また、隣接するビジターセンターには、大会運営に必要な機能を整備します。

### (3) 多目的広場

サッカー兼ラグビー場として使用されているグラウンドは、様々な利用に対応できる多目的広場として再編します。再編後は、サッカー、ラグビー、ソフトボール、グラウンドゴルフなどの競技のほか、総合競技場や野球場のサブグラウンドとしての使用や、混雑時の臨時駐車場としての使用など、園内スポーツ施設の使用状況にあわせて様々な形態での使用が可能となります。

### (4) ビジターセンター

公園の案内、各種会合、大会運営拠点、管理事務などの機能のほか、スポーツ施設利用者の更衣・休憩などの便益機能等を有する施設として、ビジターセンターを整備します。

ビジターセンターは、スポレクゾーンのメインエントランスであることから、各スポーツ施設や駐車場からのアクセス性に配慮し、スポーツエリアの中央に配置します。

### 3-3 森林ゾーンの計画

## 四季折々の変化を楽しめる山々のもと 自然の豊かさ、大切さを学び、活動拠点となる場の創出

- 散策路を主とした公園施設の魅力向上と老朽施設の更新
- 人のつながりと交流を促進する展望施設や休養施設等の更新と充実
- 多様な世代が自然とふれあい、楽しめる公園環境の創出

主な再整備事業箇所図

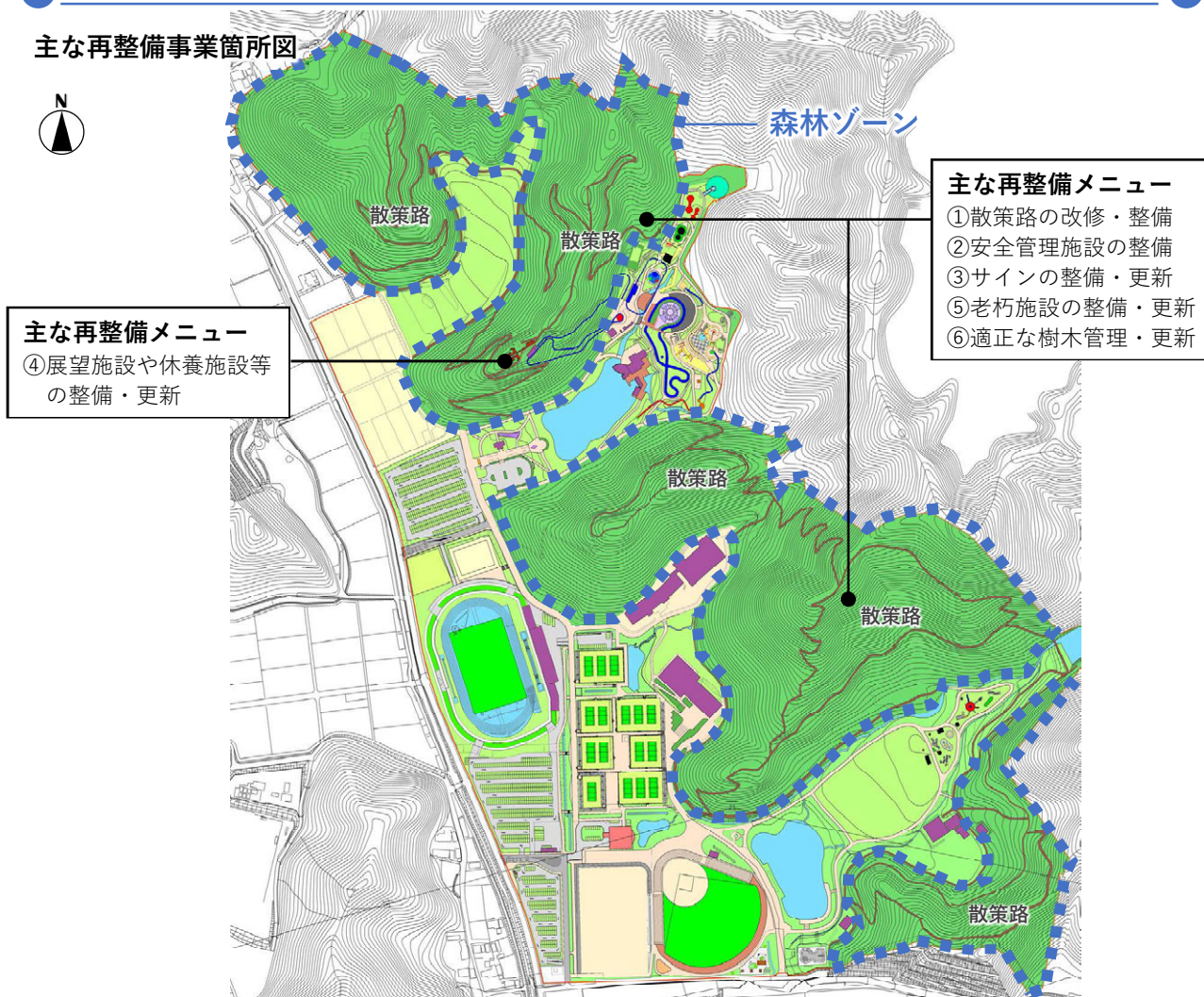


図 5-7 主な整備事業箇所図（森林ゾーン）

自然の大切さを学び、活動拠点となる散策路、展望施設、休養施設、安全管理施設等を主とした再整備を行います。

また、散策路の再整備に合わせ、適正な樹木管理や更新、豊かな自然環境を眺望できる展望施設の整備など、自然とふれあい、楽しめる施設整備を行います。

#### ◎主な再整備メニュー

- ① 散策路の改修・整備
- ② ロープ柵等の安全管理施設の整備
- ③ 歩きたくなるサインの整備・更新
- ④ 展望施設や休養施設等の整備・更新
- ⑤ 老朽施設の整備・更新
- ⑥ 適正な樹木管理・更新（伐採、剪定、植樹等）





## 3-4 里山ふれあいゾーンの計画

## 多様な世代が 自然の大切さを学び、活動拠点となる場の創出

- 地形を活かした里山空間の整備
- 自然とふれあい、親しみ、学ぶ場の創出
- 多様な世代が集い、活動をする体験施設の整備



図 5-8 主な整備事業箇所図（里山ふれあいゾーン）

未開設区域である里山ふれあいゾーンは、他のゾーンで行う再整備事業の進捗状況を見据え、里山空間の整備を行います。

なお、里山空間の整備は、自然と地形を活かし、植生や生態系に配慮した空間の整備を行います。

### ◎主な再整備メニュー

- ① 里山空間の整備
- ② 体験施設の整備
- ③ 自然と地形を活かしたふれあい、親しみ、学ぶ場の創出
- ④ 植生や生態系等に配慮したふれあい空間の整備
- ⑤ 休養施設や便益施設等の整備
- ⑥ 散策路の改修・整備

## 4 駐車場計画 .....

駐車場計画は、施設の拡充や整備により、今後さらなる利用者の増加が見込まれることから、利用者が快適に利用できるよう、必要な規模の駐車台数の整備を行うとともに、周辺道路の渋滞緩和対策や円滑な車両動線の計画など、機能向上を行います。また、公園区域の拡張に伴う駐車場再編を行うとともに、各施設へ円滑にアクセスできる動線計画を行います。

本園への主要なアクセス道路である主要地方道北野乙狩線（公園西側の道路）から円滑に駐車場へ流入できるように、駐車場は「こどもゾーン」と「スポレクゾーン」の2箇所に集約します。また、来園者が円滑に駐車場へ流入できるよう、混雑時における沿道への渋滞緩和に配慮するとともに、歩行者動線と車両動線を分離することで、安全・安心に利用できる公園づくりを行います。さらに、ピーク利用時においても需要台数を確保できるよう、多目的広場は臨時駐車場としても利用できるように整備します。



図 5-9 駐車場配置図



## 5 その他計画 .....

### 5-1 動線計画

本園への主要交通手段は車であり、駐車場から各施設へ円滑に移動できることが重要となります。園内の動線は、利用者の安全を考慮して、歩行者と車両の動線を分離します。車両動線は主要地方道北野乙狩線から駐車場とし、歩行者動線は、誰もが「利用しやすい」「移動しやすい」「(目的地まで) 分かりやすい」を基本方針とした、ゾーン間や各ゾーン内における移動動線など、利用者が快適に移動できる動線づくりを行います。



図 5-10 歩行者動線計画

## 5-2 サイン計画

サイン計画は、誰もが「見やすい」「分かりやすい」を基本方針とし、周辺景観との調和やデザインの統一化などに配慮した計画とします。また、動線計画に合わせ、利用者が快適に目的地まで到達できるよう、拠点施設や主要な動線の起点・分岐点に施設案内や誘導案内等を整備します。

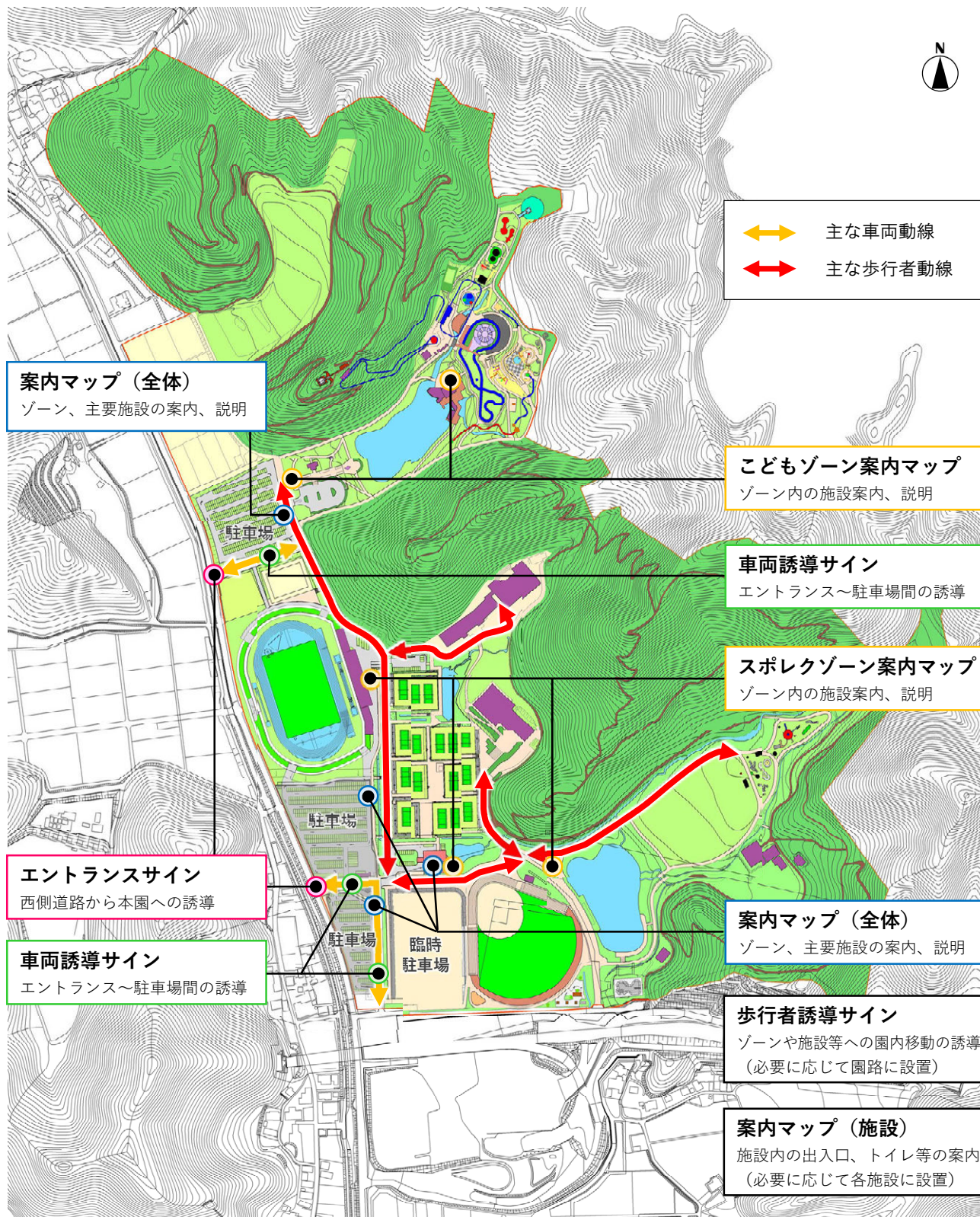


図 5-11 園内動線とサイン計画



## 5-3 トイレ施設計画

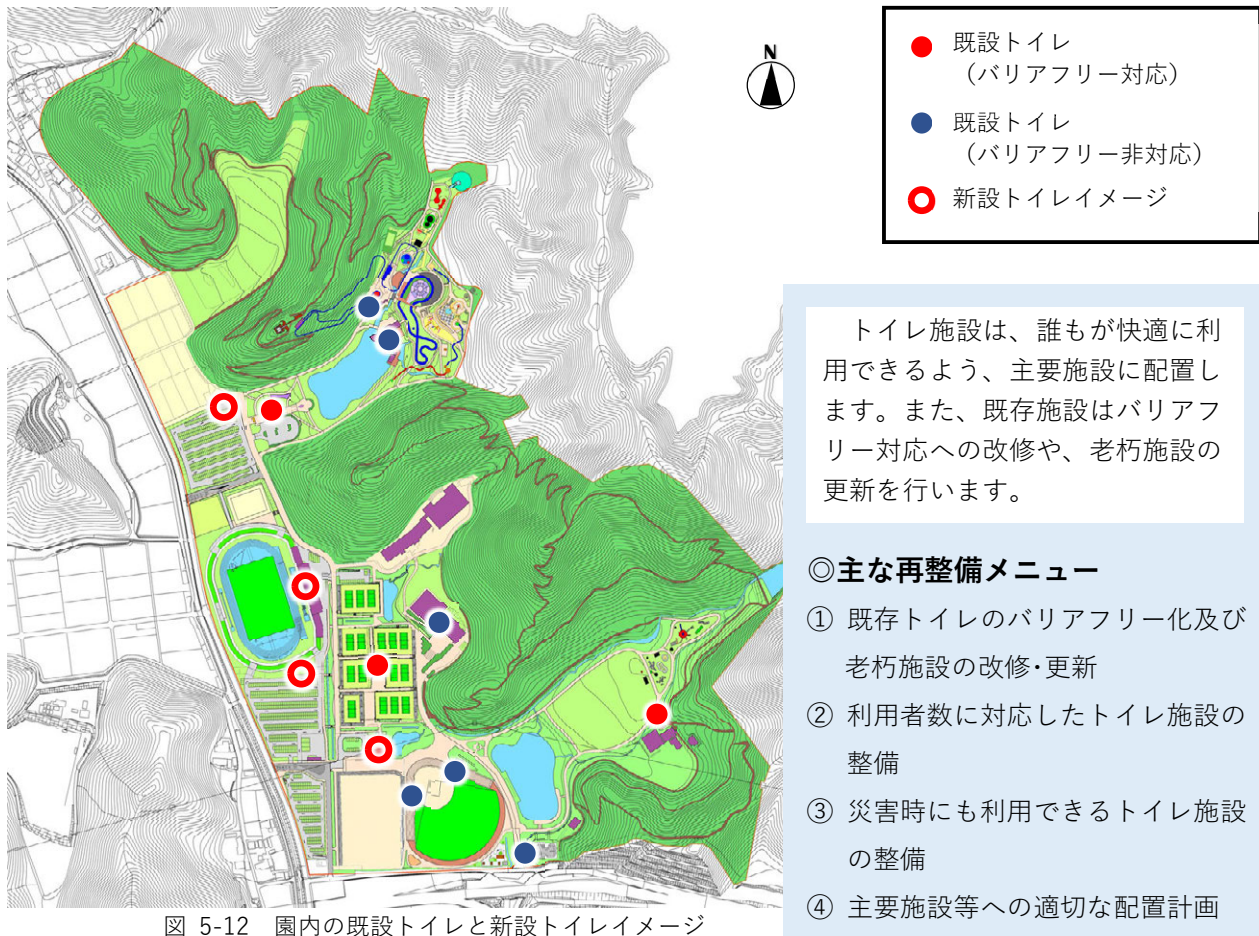


図 5-12 園内の既設トイレと新設トイレイメージ

## 5-4 便益施設計画

本園は、「こどもゾーン」の総合案内所に、休憩施設や飲食スペースを整備しています。公園区域の拡大に伴い、「スポレクゾーン」の運動施設等の機能が拡充することから、各ゾーンに来園者が憩い、潤うことができる休憩施設や飲食スペースなどの便益施設の整備を行います。

## 5-5 景観計画

本園は、豊かな自然の中で、四季の移り変わりを楽しみながら、様々な活動ができる貴重な空間です。また、本園周辺は、岐阜市景観計画（2019（平成31）年3月変更）において、類型別景観計画区域の「拠点施設景観」に区分されており、区域特性に応じた景観形成方針が定められています。本園が有する魅力を活かし、各施設との相乗効果により一層魅力が高まるよう、周辺環境や景観と調和した公園づくりを行います。

## 5-6 ユニバーサルデザイン

本園は、子どもの遊び場や様々な活動ができるスポーツ施設、さらには災害時に防災拠点となるなど、多様な機能を有しています。再整備事業では、誰もが快適に利用できるよう、岐阜市ユニバーサルデザイン推進指針（2010（平成22）年3月策定）に示されている「認めあい、思いあい、支えあう 誰もが暮らしやすく過ごしやすいまち・ぎふ」を目指し、誰もが共存し、楽しめる公園づくりを行います。

## 6 再整備ロードマップ

### 6-1 再整備ロードマップ

再整備ロードマップを図 5-13 に示します。

本園の再整備は、「こどもゾーン」から着手し、2019（令和元）年度に「こどもゾーン」の再整備を完了しました。今後は、「スポレクゾーン」及び拡張区域の整備を主とし、「こどもゾーン」や「森林ゾーン」との調和や各ゾーンの相乗効果によるさらなる魅力の創出に取り組んでいきます。

なお、事業期間は短期から長期計画までの概ね 15 年を想定し、事業の進捗状況に応じて柔軟な対応を行うなど、早期事業効果の発現に向け、再整備に取り組んでいきます。

また、未開設区域である「里山ふれあいゾーン」は、今後の再整備の進捗状況を見据えながら、検討を進めていきます。

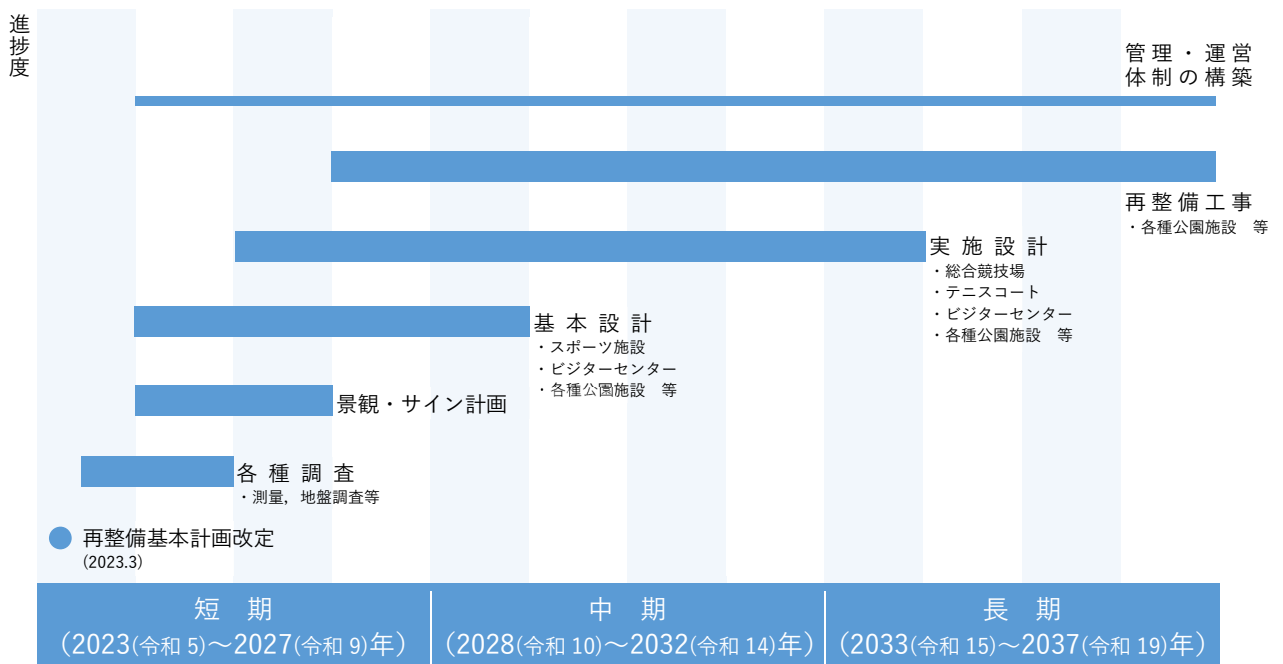


図 5-13 再整備ロードマップ

### 6-2 再整備基本計画の進捗管理

再整備基本計画を推進していくために、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（改善）の 4 サイクルで計画を推進します。再整備は、各種調査から始まり、造成工事などの基盤整備から全体施設計画、各施設の基本・実施設計、工事など、完成までに時間を要することとなります。再整備を進めていく上では、社会情勢や周辺環境、市民ニーズ等の変化に柔軟に対応する必要があるため、事業の進捗管理を適宜行い、魅力ある公園づくりに取り組んでいきます。

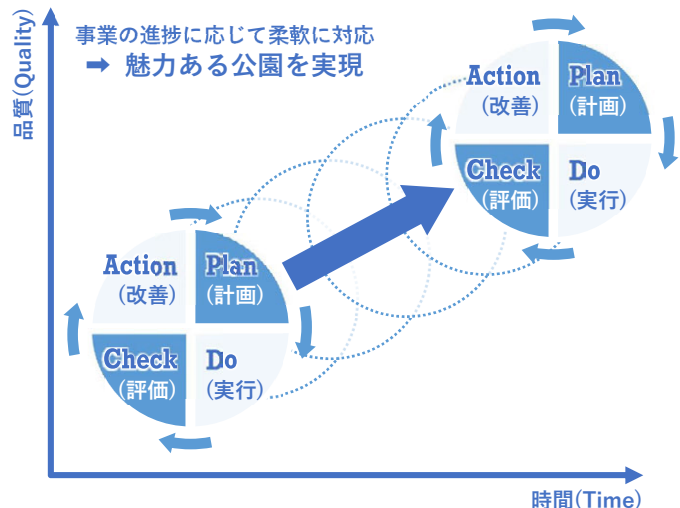


図 5-14 PDCA サイクルのイメージ



## 第6章

# 管理・運営方針

- 1 基本方針
- 2 管理・運営体制

海賊船（こどもゾーン）



## 第6章 管理・運営方針

### 1 基本方針

再整備基本計画の基本コンセプトである「みんなの声がこだまする公園」を実現するため、本園の管理・運営方針を以下のとおりとします。

### 新たな運営ノウハウの活用による 岐阜ファミリーパークの“魅力創出”

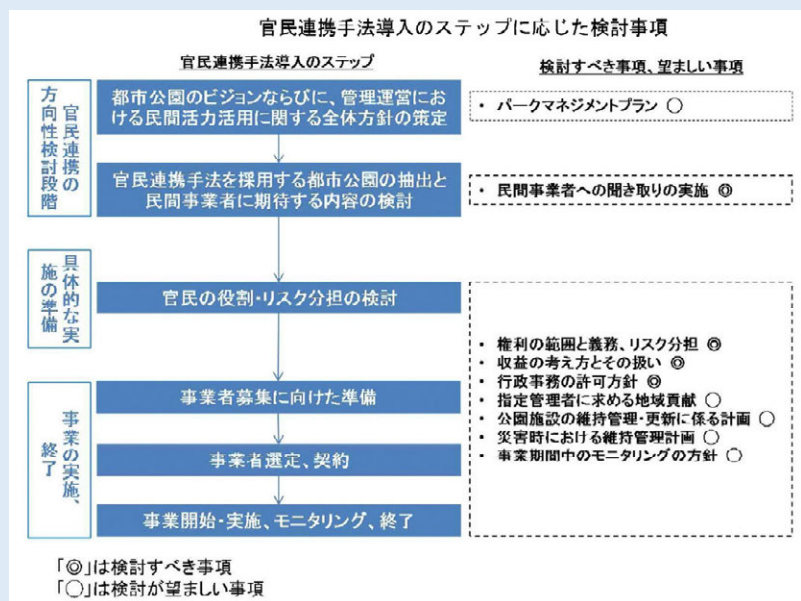
本園の管理・運営は、多様化する住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的として、現在、指定管理者制度を導入しています。

今後の再整備により、「スポレクゾーン」の運動施設を大幅に拡充、更新することから、さらなる効率的な管理・運営体制の構築が求められます。

今後についても、さらなる公園の魅力向上に向け、民間事業者やNPOなどの各種団体、地域団体との連携や協働、さらには、効果的な維持管理を推進するなど、民間との連携手法を検討しながら、維持管理や運営体制の構築を検討します。

#### 官民連携手法の導入にあたっての検討事項

官民連携手法の導入に際し、都市公園のビジョンの策定及び民間事業者との共有や、官民の特性に応じた役割分担、リスク分担の設定等を実施することにより、民間事業者のノウハウ等を包括的に活用し利用者のニーズに対応するサービスを効率的に提供する体制の構築が必要となります。



出典 「官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン」(国土交通省)





## 2 管理・運営体制 .....

### 2-1 PPP/PFI手法の導入

PPP (Public Private Partnership) とは、公共サービスの提供において民間が参画する方法を幅広く捉えた概念で、民間の資金やノウハウを活用し、公共施設等の整備等の効率化や公共サービスの水準の向上を目指す手法です。本園においても PPP 手法を積極的に導入し、民間事業者が有する技術能力を活用することにより、効率的かつ効果的な公園整備と管理・運営体制の構築を検討します。

表 6-1 運営方式（直営方式と民間活力）の比較

制 度		内 容	事業期間
直営方式		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体が自ら管理・運営を行う方式です。</li> <li>● 運営や施設の維持管理の一部を民間に業務委託する場合があります。(清掃、警備等、施設の維持管理業務を民間委託する場合も多い。)</li> </ul>	-
民間 活力	指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政が民間事業者等を指定管理者として指定し、使用許可を含む公の施設の管理権限を包括的に委託する制度です。</li> </ul>	5年 <sup>※10</sup> (標準期間)
	DBO方式 (Design Build Operate)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共が資金調達を行い、民間に公共施設等の設計・建設の一括発注と、維持管理・運営等の一括発注を包括して発注する手法です。PFI と類似していますが、民間が資金調達をしない点が異なります。</li> <li>● 民間事業者に、長期間にわたる管理運営を見通した設計・建設を行わせる場合や、性能発注による効率化、コスト削減を図る場合に適した方式とされます。運動公園整備の事例があります。</li> </ul>	10～20年 程度 <sup>※11</sup>
	PFI事業 (Private Finance Initiative)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間の資金、経営能力等を活用した効率的かつ効果的な社会資本の整備、低廉かつ良好なサービスの提供が主目的の事業です。</li> <li>● 都市公園では、プールや総合体育館等の大規模な施設での活用が進んでいます。</li> </ul>	7～30年 程度 <sup>※12</sup>
	公募設置管理制度 (Park-PFI 制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲食店、売店等の収益施設（公募対象公園施設）の設置又は管理と、その収益を活用して、周辺の園路、広場等の公共部分（特定公園施設）の整備・改修等を一体的に行う事業者を、公募により選定する制度です。</li> <li>● 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置（設置管理許可期間や建ぺい率等）がインセンティブとして適用されます。</li> </ul>	20年 以内 <sup>※13</sup>
設置管理許可制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園管理者が公園管理者以外の者に公園施設の設置、管理を許可できる制度です。</li> <li>● 設置管理許可を受け、都市公園に設置されている施設は、自動販売機や売店、飲食店、宿泊施設等の便益施設の他、運動施設等があります。</li> </ul>	10年 <sup>※13</sup> (更新可)

※10 岐阜市指定管理者制度基本方針より

※11 他都市調査結果より

※12 先行事例における事業期間（PFI事業導入の手引き（内閣府）より

※13 都市公園の質向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（国土交通省 都市局 公園緑地・景観課）より



## 2-2 施設の使用料

本園は、「こどもゾーン」の遊戯施設や「スポレクゾーン」の運動施設の利用に際して、使用料を徴収しています。各施設の使用料は下記のとおりです。

本園の再整備に伴い、施設の更新や改修、拡充をはじめ、歩きやすい園路整備や駐車場の拡充など、利用環境は向上し、基本目標で示したとおり、来園者数は大幅に増加することが期待されます。

その一方で、再整備に伴う事業費や今後の維持管理を鑑みると、従来と同様に使用料を徴収していくことが望ましいと考えられます。なお、駐車場については、本園が郊外にあること、主要交通手段が車であることから、使用料を徴収することは、来園者のインセンティブを著しく減少させ、利用者数が大幅に減少することが推測されることから、従来と同様に無料とすることが望ましいと考えられます。

従来の有料施設を含めた公園施設の使用料については、運営手法や施設整備に要する費用、利用者数など、様々な視点から検討を行い、利用者の満足度と施設運営の双方が釣り合う料金体制を今後検討するものとなります。

### 「こどもゾーン」の有料施設（遊戯施設）

スーパーモービル	100円（200円） 料金は片道料金
ボブスレー	100円（200円） 小学3年生以上、身長130cm以上
ゴーカート	100円（200円） 小学4年生以上、身長135cm以上
ボート 20分	100円（200円） 小学4年生以上
サイクルモノレール	100円（200円）
バッテリーカー	1台1回100円

（ ）内は中学生以上の料金、幼児は無料です。  
毎月第三日曜日は、中学生以下は無料です。



写真 サイクルモノレール



写真 ボート

### 「スポレクゾーン」の有料施設（運動施設）

テニスコート	730円（1時間）
野球場	1,040円（1時間）
サッカー兼ラグビー場	1,720円（2時間）



写真 野球場





